

協同組織金融機能強化方針

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の3)

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第29条)



2025年2月
全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに	・・・ 1
I 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 3」に基づく協同組織金融機能強化方針	
第 1 収益性及び業務効率の向上のための方策に関する事項	・・・ 3
第 2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項	・・・ 6
第 3 第 1 及び第 2 の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針	・・・ 13
第 4 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項	・・・ 16
第 5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	・・・ 18
第 6 協定銀行が協定の定めにより保有する優先出資に係る事項	・・・ 23
第 7 剰余金の処分の方針	・・・ 24
第 8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	・・・ 26
第 9 前提条件	・・・ 28
II 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 29 条」に基づく協同組織金融機能強化方針	
第 1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項	・・・ 29
第 2 第 1 の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針	・・・ 30
第 3 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項	・・・ 31

第 4 協定銀行が協定の定めにより保有する優先出資に係る事項	・ ・ ・ 31
第 5 取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理 に関する事項	・ ・ ・ 34
第 6 収益の見通し	・ ・ ・ 34
第 7 法附則第 29 条第 1 項の規定により法第 34 条の 2 の申込みに係る協同組織中央金融機 関等の剰余金の処分の方針	・ ・ ・ 34
第 8 法第 34 条の 2 の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の 健全かつ適切な運営の確保のための方策	・ ・ ・ 34
第 9 前提条件	・ ・ ・ 35

はじめに

当会は、信用組合の系統中央金融機関として 1954 年の設立以来、中小規模事業者と個人の皆様（以下、「中小規模事業者等」という。）を主な顧客とする信用組合の金融業務や信用力の維持・向上等、金融機能のあらゆる面において、様々なサポートを行ってまいりました。

こうした信用組合による中小規模事業者等に対する金融機能の更なる強化の一環として、信用組合が、今後とも地域等において期待される役割をこれまで以上に果たしていくための資本基盤の充実・強化に向けた取組みを行うにあたり、当会がこれを積極的に支援する態勢の構築が必要と判断し、2014 年 4 月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）第四章の二に基づく公的資金を活用する新たな資本支援制度（以下、「支援制度」という。）を創設いたしました。

これにより、当会は、これまで、中小規模事業者等に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上等適切かつ積極的な金融仲介機能に取り組む 12 の信用組合に対する、資本支援に加え、信用組合業界のセーフティネット制度である「資本増強支援制度」に基づいて、1 つの信用組合が発行する優先出資について引受けを実施いたしました。

これにより、金融機能強化法第 34 条の 3 第 3 項に規定する特別関係協同組織金融機関等は 13 信用組合（以下、当該信用組合を「特定信用組合」という。）となりました。

こうした中、2020 年 3 月以降、新型コロナウイルス感染症により、信用組合では、多大な影響を受けた中小規模事業者等に対し、実質無利子・無担保融資による資金支援に加え、既往債務の条件変更等、きめ細やかに対応してまいりました。

足もとでは、新型コロナウイルスの感染状況は沈静化してきたものの、原材料価格の高騰等の厳しい外部環境下、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小規模事業者等の業績回復には、長期間にわたる一層の支援が不可欠と考えております。

このため、当会は昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小規模事業者に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上等適切かつ積極的な金融仲介機能に取り組む信用組合に対し資本支援を実施するため、金融機能強化法第 34 条の 2 に基づく優先出資引受けの申込み、同法 34 条の 3 第 1 項及び同法附則第 29 条第 1 項の規定に基づく協同組織金融機能強化方針（以下、「強化方針」という。）の策定を行い、4 つの信用組合に対し、資本支援を実施いたしました（以下、当該信用組合を「現コロナ特定信用組合」という。）。

今般、新たに 2 つの信用組合（以下、当該信用組合を「新コロナ特定信用組合」といい、現コロナ特定信用組合と新コロナ特定信用組合を合わせて「コロナ特定信用組合」という。）より、地域に密着して金融サービスを提供する金融機関として、財務基盤の強化を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小規模事業者に対する支援を強化し、円滑な資金供給や地域経済の活性化に貢献していくため、同法附則第 29 条に基づく公的資金を活用したい旨の申し出を受けましたので、当会は、改めて、同法第 34 条の 2 に基づく優先出資の引受けの申込みを行うとともに、新たに強化方針を策定し、特定信用組合の収益性及び業務効率の向

上並びに中小規模事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に必要な施策と、コロナ特定信用組合の中小規模事業者に対する信用供与の円滑化のほか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する支援等の地域における経済の活性化に必要な施策のサポートに努めてまいります。

I 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 3」に基づく協同組
織金融機能強化方針

第1 収益性及び業務効率の向上のための方策に関する事項

当会は、公的資金を償還するための財源を確保するために必要な収益性及び業務効率の向上の方策を以下のとおりとし、必達に向けて取り組んでまいります。

(1) 収益性向上のための方策

当会は、信用組合の系統中央機関として、財務運営においては健全性を第一とし、資金決済・仲介インフラの提供や業界の信用力の維持・向上、セーフティネット機能を果たすための安定収益の確保を図ってまいります。

今後の金融環境を見据えますと、日本銀行による政策金利のさらなる引き上げが行われる蓋然性が相応にあると考えられる一方、国内外の政治情勢をはじめ先行きの不確実性は高いと認識しており、多様な金利シナリオが想定し得る状況下において、当会は引き続き安全性・収益性・流動性・リスクウェイトに配慮した運用に努めてまいります。

このため、当面は抑制的な運用方針を継続することとし、資金利益の水準はこれまでよりも低位となる見通しですが、ポートフォリオのバランスを考慮しながら売却益も適宜計上することで、当会の資金運用全体としての収益性を確保する方針です。

なお、資金利益についても、市況を踏まえつつ債券等の購入や銘柄入替によるインカムゲインの獲得に配慮することで徐々に向上させ、2033年3月期以降は2016年3月期（計画始期：17,183百万円）を上回る水準を確保してまいります。

○収益性を示す指標

【資金利益の当初10か年の推移】

(単位：百万円)

2024/3期	2025/3期	2026/3期	2027/3期	2028/3期	2029/3期
21,939	18,400	14,514	14,827	15,617	15,713

2030/3期	2031/3期	2032/3期	2033/3期	2034/3期
15,890	15,890	16,910	17,930	18,950

※資金利益＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)

(2) 業務効率の向上のための方策

当会は、信用組合業界の系統中央金融機関という特性を活かした営業活動を行っており、従前より、少ない役職員・営業店で大量の資金を取扱う効率的な経営をしております。

他方、特に地方における人口減少・少子高齢化という趨勢を踏まえると資金需要の大きな拡大は見込みづらいことに加え、日本銀行の貸出支援基金（資金供給制度）の終了予定

を考慮し、当初3か年の資金量は減少を予想しております。ただし、以降は概ね横ばいで推移する見込みであり、当会は、これまでの9営業店体制を維持しつつ、引き続き効率的な業務運営を行ってまいります。

○業務効率性を示す指標

【一営業店当たり資金量の当初3か年の推移】 (単位：百万円)

2024/3期	2025/3期	2026/3期	2027/3期
852,354	777,778	716,667	655,556

※一営業店当たり資金量 = (預金 + 譲渡性預金) ÷ 営業店数

(3) 信用組合の収益性及び業務効率の向上のための方策

信用組合の経営をサポートすることは当会の根幹であり、その強化に向けては、①市場の変動性が拡大するなか、健全なポートフォリオ構築及び適切な管理態勢の整備等、有価証券運用に関する助言・サポートのニーズが高まっていること、②本業による収益性確保の観点のみならず、金融機関に求められる役割は資金繰り支援に加えて経営改善・事業再生支援にも拡大しており、お取引先へのサポート策を含む本業支援について一層の充実を図るべきであること、③社会・経済情勢の変化が著しく、足もとでは企業倒産が増加傾向にある等、信用組合を取り巻く環境は複雑性や不確実性を増しており、個々の信用組合の課題を把握し、適切なサポートを行うためにも、経営モニタリングが今まで以上に重要となることを認識しております。

こうした認識のもと、多様な課題に組織を挙げて的確かつ迅速に対応するため、2023年12月に設置した組織横断的な「信用組合サポート本部」の業務体制を拡充し、営業店を含めた支援体制を強化するとともに、信用組合の課題解決に向けた各種サポートの充実を図るよう努めております。

① 有価証券運用サポートの強化

信用組合の有価証券運用による収益確保をサポートするため、ポートフォリオ運営に関する助言や個別運用商品・銘柄等に関する電話相談、トレーニー等による有価証券運用サポートを積極的に実施してまいります。なお、信用組合が有価証券運用において、経営体力や管理能力を超えてリスクを拡大することがないよう、運用・リスク管理状況をモニタリングするとともに、有価証券運用サポート等を通じ、適切なリスクテイクを促すための助言・指導等を適宜実施する等、信用組合の経営管理態勢を強化してまいります。

また、可能な限りフェイス・トゥ・フェイスでの勉強会の開催や、日頃の電話相談等を通じ、信用組合運用担当者とのコミュニケーションラインの強化にも引き続き努めてまいります。

② 本業支援へのサポート強化

信用組合の本業へのサポートとして、①本業に関する好事例の情報提供及びデータベース化、②中小企業基盤整備機構をはじめとする外部機関との連携強化、③中小事業者等支援ファンド向けの資金供給、クラウドファンディング等の起業・創業支援、④販路開拓のためのビジネスマッチング展、人材マッチング支援等を通じ、信用組合の本業に係るトップライン収益の持続的向上のための施策の充実を図るとともに、時流を捉えた新たな金融商品や金融サービスの提供を推進してまいります。

③ 経営モニタリングの強化

ミクロ・マクロ両面からのアプローチによる信用組合の経営モニタリングの強化に向け、実地監査とオフサイト・モニタリングの一体化（オン・オフ一体化）によるミクロ・モニタリングの強化や、各信用組合の定量・定性情報の網羅的な整理・分析を踏まえた問題先（重点的にモニタリングすべき信用組合）のスクリーニング等によるマクロ・モニタリングの強化に取り組み、適時・適切な経営状況の実態把握及び迅速かつ的確なサポートの実施に努めてまいります。

（４）特定信用組合の収益性及び業務効率の向上のための経営指導の内容

当会は、特定信用組合より、「今後の経営戦略（収益性及び業務効率の向上のための方策を含む）及び経営の見通し」「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策」「責任ある経営体制の確立のための方策」

「優先出資の消却に必要な財源を確保するための方策」「財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策」等支援期間における経営方針と具体的方策を記載した計画（以下、「経営計画」という。）の提出を受けることを「中小金融強化支援要領」で規定しており、特定信用組合は、経営計画に基づき中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化や地域経済の活性化に努めるとともに、収益性及び業務効率の向上を図ることとしております。

当会は、特定信用組合が、経営計画に掲げた営業推進方策、営業態勢の強化及び店舗政策の見直し並びに人材育成等の諸施策を着実に実施することにより収益性の向上と業務効率化を図り、黒字額の拡大化につなげ、利益剰余金を確保するよう、本部各部や特定信用組合の管轄営業店と連携し、前（３）の方策に加え、定期的なモニタリングやヒアリング等きめ細かな指導・助言を行ってまいります（具体的な経営指導の内容・ヒアリング方法等については、P 6～9に記載しております。）。

また、一部の小規模信用組合に対しては、2021 年度に専担チームにより関係部署（システム、監査、企画等）と組織横断的に連携して業務運営サポートを実施する体制を構築しており、現在は、信組支援部がその機能を継承し、一元的な経営改善指導を行っております。今後も、引き続き当該体制を堅持しつつ、必要に応じて適宜、サポートに係る取組み事例及び成果を他組合にも共有し、業務効率化をサポートしていく方針でございます。

第2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

（1）特定信用組合の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

信用組合は、地元の中小規模事業者の最も身近な金融機関として、資金ニーズに対し柔軟かつ弾力的に対応し、円滑な信用供与に努めることを経営方針として定めて地域金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。当会は、特定信用組合に対しましても、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に向け、お取引先の創業・新事業開拓、成長支援、経営改善・事業再生等、ライフステージに応じた適切なコンサルティング機能の発揮及び円滑な資金供給を図っていく旨を経営方針に掲げるよう求めることといたします。

これを遵守していくために必要な体制の構築、外部機関との連携、人材育成やノウハウの蓄積等、態勢の整備・充実を図るよう求めてまいります。

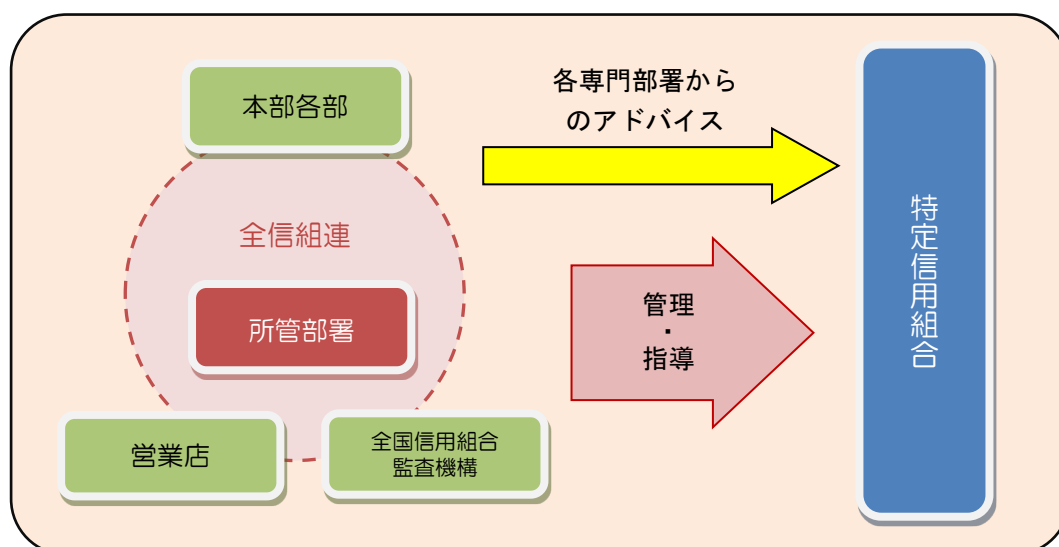
（2）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 円滑な信用供与体制に向けた当会の指導体制の強化のための方策

当会は、特定信用組合が金融仲介機能の強化を図り、これまで以上に地域の中小規模事業者に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされるよう、信用組合業界の系統中央金融機関として、以下のとおり、特定信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

ア. 体制の整備

当会では、特定信用組合に対する事後管理に係る所管部署を信組支援部とし、特定信用組合における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の着実な実施に向け、本部各部や特定信用組合の管轄営業店と連携して定期的なモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



イ. 経営計画の進捗管理

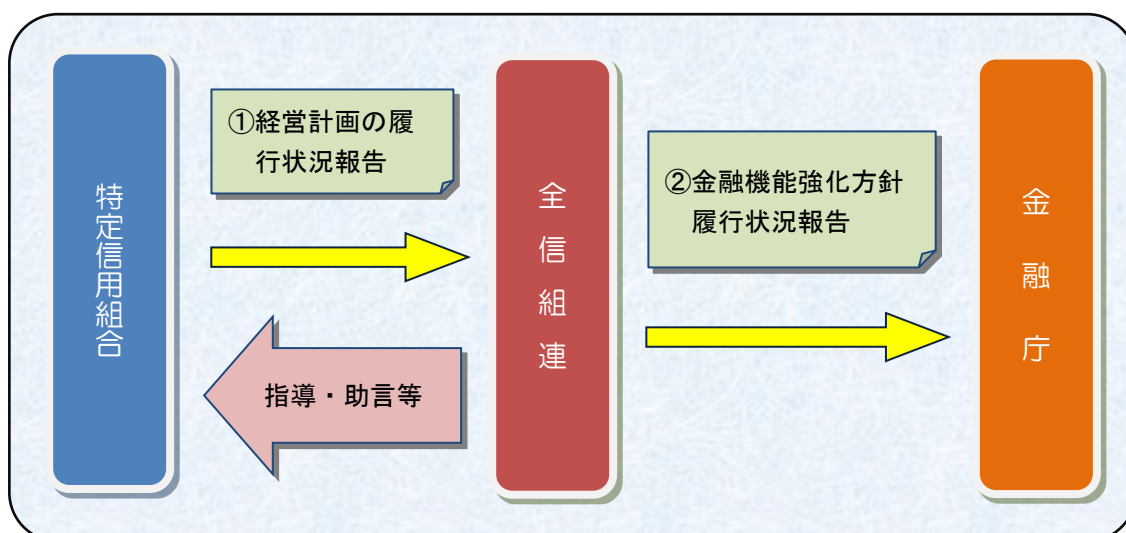
当会は、特定信用組合の経営計画について定期的な報告等を通じて、計画の進捗状況の管理を行うとともに経営状況の把握に努め、計画達成に向け、必要な指導・助言を適時・適切に行ってまいります。

a. 経営計画の履行状況報告

特定信用組合が作成する経営計画に対する履行状況報告の提出を受け、進捗状況の分析、問題点の把握を行い、改善策の検討等を行ってまいります。

b. 強化方針の履行状況報告

当会は、金融機能強化法第34条の8に基づき、3月末、9月末を基準日として、強化方針の履行状況を金融庁へ報告いたします。



ウ. オフサイト・モニタリング

特定信用組合の経営計画の着実な履行を確保するためには、課題・問題点の早期発見と適切な対応が必要となります。

当会は、特定信用組合から定期的（四半期、半期、年次）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、経営計画の達成に向けた指導・助言を行ってまいります。

なお、経営計画の履行状況に問題が生じた又は生じるおそれがある場合は、上述の周期にかかわらず、モニタリングの適宜実施や周期の短縮化等、経営計画の達成に向け指導を強化してまいります。

a. 流動性リスク分析、有価証券リスク分析

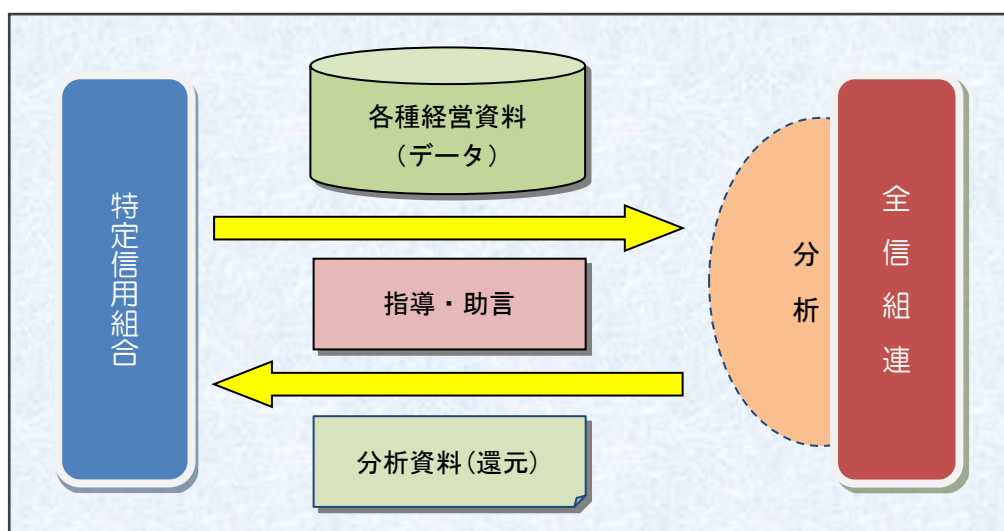
四半期ごとに預金、貸出金の推移や現金、預け金等の状況を把握するとともに、有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクの状況等について検証し、適切なリスク管理が行われるよう指導・助言を行ってまいります。

b. 有価証券損益影響分析、与信リスク管理

半期ごとに有価証券の評価損益を把握し、自己資本（健全性）に与える影響等について検証するとともに、大口先や業種別の与信状況を把握し、金額の推移、保全やポートフォリオの状況等について検証し、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

c. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析にあたり、信用組合業界における預金量規模別や業態別、地区別の比較や問題点を取りまとめた資料を提供し、問題認識の共有を図るとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。



エ. 協議、ヒアリング

定量的な経営状況把握（オフサイト・モニタリング）では掴みきれない経営計画遂行上の課題・問題点等を定期的・階層別のヒアリング等の実施により把握し、適切な指導・助言を行うことにより、計画の達成に向けた各種取組みをサポートしてまいります。

a. トップとの協議

原則として半期に一度、理事長をはじめとした特定信用組合の役員との面談・協議を通じ、経営計画の検証や、基本方針に係る助言・指導を実施してまいります。

b. 総合ヒアリング

四半期に1回以上、当会所管部署又は特定信用組合の管轄営業店によるヒアリングを役員又は部長を対象に実施し、経営計画の推進体制、進捗状況及び経営状況についての把握、問題点の共有化を行ってまいります。

また、課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

なお、経営計画の履行状況に問題が生じた又は生じるおそれがある場合は、上述の頻度にかかわらず、実施頻度を増やし、経営計画の達成に向け指導を強化してまいります。

c. 所管部署ヒアリング

経営計画の主要施策（改善効果・目標の大きい施策）を担う特定信用組合の所管部署に対しヒアリングを行い、よりきめ細かな施策の履行・実効性確保の検証強化を図るとともに、対象範囲を絞ったヒアリングの実施により、一層の深度ある検証・指導を実施してまいります。

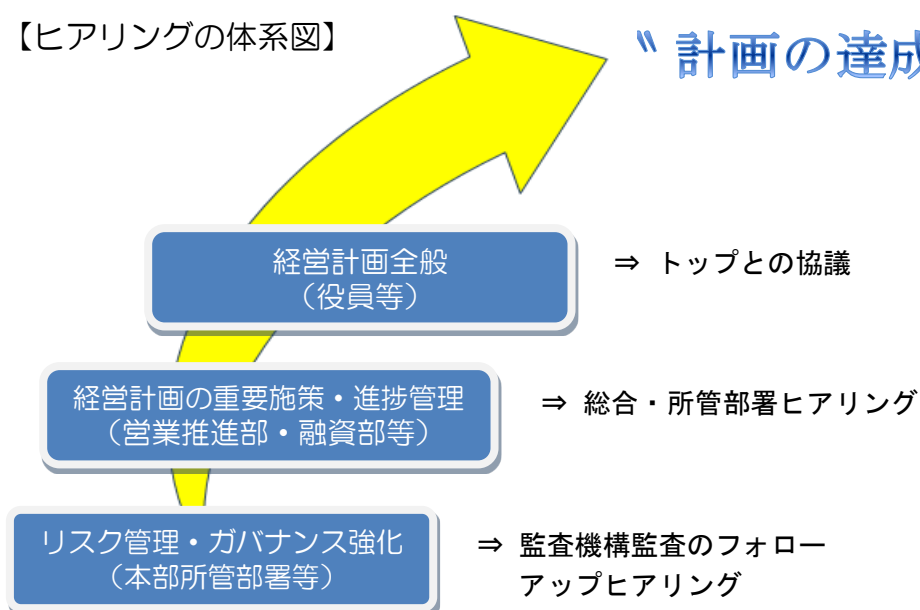
なお、開催は原則として四半期に1回以上といたしますが、施策の進捗状況に応じ、実施時期を調整することで、最も効果的なタイミングでの指導を実現してまいります。

d. 全国信用組合監査機構監査のフォローアップヒアリング

全国信用組合監査機構（以下、「監査機構」という。）監査の検証結果に係る対応状況について、関係各部署にヒアリングを実施し、継続的な状況把握と未解消課題に対する助言・指導の強化を行うことで、特定信用組合の各種リスクの適切な管理とガバナンスの強化に努めてまいります。

【ヒアリングの体系図】

「計画の達成」



オ. 監査機構による検証・指導

当会は、特定信用組合に対し、原則として3年に1回、監査機構による監査を実施いたします。当監査では、資産査定の確認や信用リスク、市場リスク、事務リスク等の検証を通じて、経営実態の詳細な把握を行うとともに、財務・収益基盤の強化に向けたアドバイスを行ってまいります。

また、経営モニタリングを強化する観点から、オンサイト部門である監査機構とオフサイト部門である信組支援部・営業部店が密接に連携するほか、本部の専門部署による分析結果を踏まえ、経営管理・指導強化を図ってまいります。

具体的には、事前準備段階において、監査機構と信組支援部により経営課題・指導方針を整理・明確化するほか、有価証券運用については、専門部署（市場リスク管理部門である財務企画部）による分析を実施し、当会経営陣との協議を経て「監査優先項目」を決定することで、より効率的かつ実効性の高い監査を実施し、特定信用組合への経営管理・指導強化に取り組んでまいります。

また、監査期間中は、オン・オフ一体化によるモニタリング強化並びに人材育成面も踏まえた対応として信組支援部も参加し、特定信用組合の実態をより専門的・実践的に把握できるオンサイトでの実務を経験することでモニタリング能力のレベルアップを図っているほか、管轄営業店の職員も同席（集合面談、意見交換会等）し、監査実施状況や確認された課題・問題点等をリアルタイムに共有することで、オン・オフ一体となった実効性のある監査・経営指導を実施してまいります。

なお、経営計画の履行状況に問題が生じた又は生じるおそれがある場合は、上述の周期にかかわらず、適宜実施することにより、経営計画の達成に向け指導を強化してまいります。

② 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

当会は、特定信用組合に対し、新規融資にあたっては、経営者保証ガイドラインに則した取組みを行うほか、決算書等の数値に現れない企業の技術力・販売力や成長性等の定性的な情報も判断材料として、お取引先の経営実態の十分な把握に努めるよう求めてまいります。

さらに目利き力向上のための融資勉強会やOJT研修等を継続的に実施し、コンサルティング能力の底上げと訪問活動によるモニタリング機能の充実とを両輪で進めるよう求めてまいります。

また、当会は特定信用組合の報告やヒアリングを通じて必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、お取引先のニーズや特定信用組合の状況に応じ、ABLの活用のほか、中小規模事業者の実態や経営者の課題に適切に対応した商品として無担保事業ローンの開発及び推進等の方策について指導・助言を行ってまいります。

③ 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

当会は、特定信用組合に対し、支援期間内の毎年9月末及び3月末日（以下、「報告基準日」という。）における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高見込み・同比率（中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合）」、「経営改善支援等取組先企業の数/取引先の企業の総数に占める割合」及びこれらの実績が計画始期と比べて同等以上とするための方策（以下、「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」という。）を策定し、計画達成のため、本部と営業店が一丸となり、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進又は成長分野への融資推進等地域金融の円滑化に積極的に取り組むことを求めてまいります。

また、報告基準日における履行状況（計画達成のために行った方策を含む。）の報告を求めてまいります。

さらに、中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を達成するためには、職員のスキルアップ（営業力、提案力、コンサルティング能力等）が必要となることから、特定信用組合に対し本部の営業店支援、外部支援機関との連携、人材育成やノウハウの蓄積等体制の整備及び充実を図るよう求めてまいります。

当会は、特定信用組合の報告基準日における報告に加え、各種ヒアリングを通じて必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証し、中小規模事業者向け貸出残高・同比率が計画の始期における水準を上回るよう指導・助言を行ってまいります。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当会は、特定信用組合に対し、以下のとおり営業地域における経済の活性化に取り組むよう求めてまいります。

また、当会は、特定信用組合の報告やヒアリングを通じて必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証し、報告基準日における経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合が計画始期における水準を上回るよう方策の追加や見直しについて指導・助言を行ってまいります。

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

中小規模事業者のお取引先においては、経営者の高齢化、後継者不在問題及び収益性の悪化等による廃業増加が懸念され、創業支援や新事業開拓支援の重要性が高まっております。

このようなことから、特定信用組合では、質の高い創業支援や、新事業開拓に資するため、各種制度融資、保証の利用促進を図るほか、必要に応じ、「ミラサポ」・「よろず支援拠点」の活用、日本政策金融公庫との業務提携・協調融資等に努め、創業、新事業展開後の成長資金への融資に繋げてまいります。

さらに、創業支援を行ったお取引先の事業が軌道に乗り、成長していく段階では、新たな設備投資や増加運転資金の確保が必要となることから、応需に前向きに検討していくとともに、事業計画の再策定を検討する必要がある場合には、お取引先の成長に最適なプランの策定と実行を行ってまいります。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能強化のための方策

中小規模事業者のお取引先が抱える経営に係る課題・問題はこれまで以上に多様であり、改善に向けた支援ニーズは確実に高まっているものと認識しております。

こうした状況を踏まえて、特定信用組合は、お取引先からの相談について必要に応じ外部機関や外部専門家の指導を仰ぎつつ、お取引先の問題解決に資する強力なサポートに取り組んでまいります。

③ 早期の事業再生に資する方策

特定信用組合は、経営改善、事業再生が必要となった中小規模事業者のお取引先につきまして、抜本的な経営改善計画の策定や債務の一本化による資金繰りの改善、中小企業再生支援協議会等の外部機関や経営力強化保証制度等を活用した再生スキームの構築

と実行、他業種への業種転換支援等により、お取引先の経営改善や再生支援に取り組んでまいります。

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

特定信用組合の営業地域においても、中小規模事業者のお取引先の後継者不在による廃業が増加し深刻化している反面、多くのお取引先では具体的な事業承継に向けた取組みや機会が不足しており、現状の事業を継続することが精一杯の状況となっております。

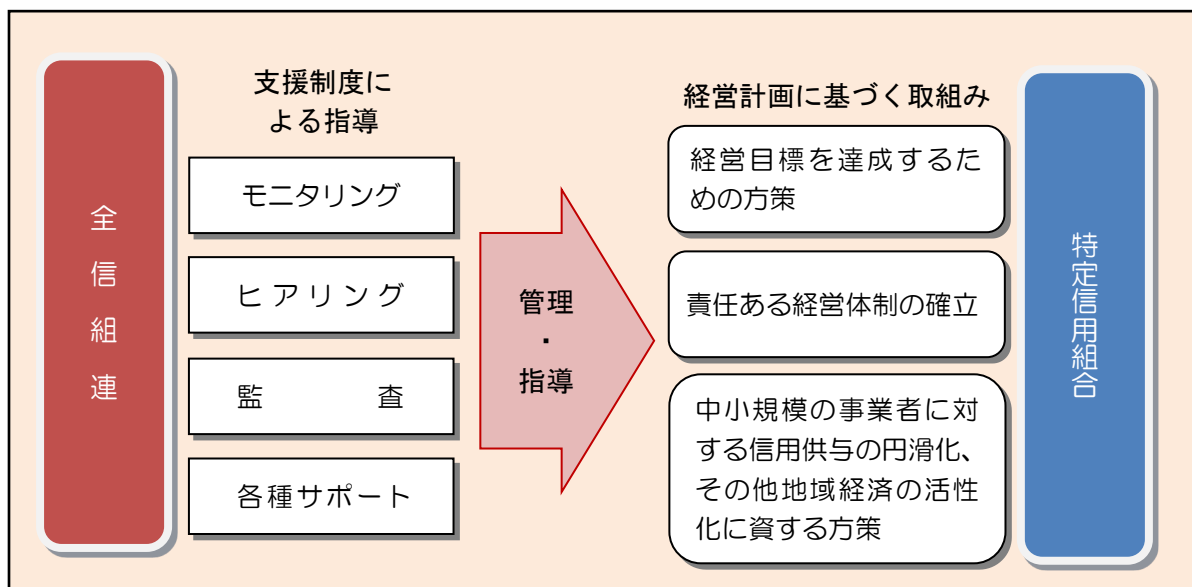
こうした状況を踏まえて、特定信用組合は、外部団体が実施している研修会や県の中小企業支援ネットワーク事業等に参加し、役職員の事業承継に係わる知識の定着を図り、事業承継問題へ積極的に取り組んでまいります。

第3 第1及び第2の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

当会は、これまで、中小規模事業者等を主な顧客とする信用組合の業務全般につき、様々なサポートを行ってまいりましたが、こうした信用組合による中小規模事業者等に対する金融機能の強化に資するため、2014年4月に金融機能強化法第四章の二に基づく公的資金を活用しつつ信用組合の要請に応えることのできる新たな支援制度を創設いたしました。本制度は、信用組合が、今後とも地域等において期待される役割をこれまで以上に果たしていくため、資本基盤の充実・強化に向けた取組みを行う場合に、積極的に後押しする制度となっております。

当会は、金融機能強化法第四章の二の活用にあたり、強化方針に基づき、特定信用組合に対し、定期的なモニタリング、ヒアリング及び監査機構の監査等による管理・指導に加え、必要に応じて、経営サポートとして人的支援（経営人材の派遣）も実施する等、特定信用組合の経営計画の着実な履行を実現するとともに、中小規模事業者への金融円滑化や地域経済の活性化に向けた取組みについて、当会の本部各部や特定信用組合を管轄する営業店と連携してモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。

具体的な経営指導の内容・ヒアリング方法等については、P 6～9に記載のとおりです。



(1) 経営の目標を達成するための方策への指導（各種リスク管理強化の状況を含む）

特定信用組合の財務・収益体質の強化・安定化が図られるよう、経営計画に掲げる各種施策の実施状況について、当会営業店におけるモニタリング、ヒアリング等を通じ確認し、事後管理の所管部署である信組支援部において施策の実施状況を的確に把握し、実効性の分析・評価を行い、当会の経営陣に報告いたします。特定信用組合への助言・指導にあたっては、双方向での議論を進め、取組みが不芳となった場合は、要因分析及び改善対応へのサポートを行ってまいります。また、必要に応じ、当会から経営人材を派遣、又は当会が業務委託しているアドバイザリーを活用した助言を実施する等、人的支援による経営管理（ガバナンス）体制の強化に努めてまいります。

(2) 従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導

責任ある経営体制の確立に向け、役員や重要施策を担う所管部署長等との面談のほか、監査機構監査等を通じて、特定信用組合のガバナンスやリスク管理体制の強化に向けた指導・助言を行ってまいります。

(3) 計画達成に必要な措置

当会は、特定信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営計画の達成に必要なと判断される措置を適宜実施いたします。

① 中小規模事業者のライフステージに応じた信用組合の取組みへのサポート

ア. 起業・創業等へのリスクマネーの供給

当会は、地域における創業又は新事業の開拓を目指す中小規模事業者に対して、信用組合がそれら取組みのサポートを行う際の一つのツールとして、2014年11月に

「中小事業者等支援ファンド向け資金供給制度」を創設しております。2015 年以降、同制度を活用し、信用組合の 10 のファンド創設を後押ししました。

これにより、それぞれの地域において、信用組合が運営する地域活性化ファンドに対して、当会がリスクマネーを併せて供給できることになり、地域における経済の活性化に資する方策として、信用組合が取り組む際の選択肢が拡大されております。

そのほかにも、信用組合のお取引先である中小規模事業者の資本性資金のニーズや販路開拓等の支援策として、クラウドファンディングの取組みに関するサポートを実施しております。

2015 年 6 月の投資型クラウドファンディングに関する包括的提携に続いて、2016 年 12 月には、購入型クラウドファンディング「MOTTAINAI もっと」を開始、2021 年 10 月には業界大手の㈱CAMPFIRE 社と業務提携し、「MOTTAINAI みらい」にリニューアルしました。2016 年から 2024 年 10 月までに、309 件の案件についてサポートを行っており、2024 年からはこれまでの購入型クラウドファンディングに加え、寄付型クラウドファンディングの取り扱いを開始するなど、引き続き、特定信用組合が起業・創業支援に取り組む際の選択肢の拡大を図ってまいります。

イ. 取引先の販路拡大・人材マッチングにかかるサポート

特定信用組合からの相談に応じ、お取引先の販路開拓等に関する他の信用組合の取組事例等の提供や、業界ネットワークを活かしたビジネスマッチング展、人材マッチング支援等の取組みについてサポートを実施してまいります。

全国の信用組合の食に関連するお取引先を対象とした「しんくみ・食のビジネスマッチング展」は、コロナ禍を踏まえ 2021 年以降、WEB での商談会を継続しております。直近の 2024 年は、商談会は引き続き WEB で開催するとともに、5 年ぶりに物産展をリアル開催するなど、より多くのお取引先の販路拡大に向けた商談の機会を増やすための施策に取り組んでまいります。

また、信用組合のお取引先事業者と経営課題に関して豊富な知見を有する企業 OB・OG（新現役）に出会いの場を提供する「しんくみ新現役交流会」を開催しております。2020 年 3 月以降、これまでに計 8 回開催しており、お取引先の販路開拓や人材不足等の課題解決に向けた支援に取り組んでまいります。

ウ. 各関係団体との事業再生等に関する連携強化

中小規模事業者の事業再生及び地域経済の活性化に資するため、当会は各関係団体と連携し、信用組合の事業再生支援の取組みについてサポートを実施しております。

信用組合においては、地域経済活性化支援機構のトレーニー受入制度、特定専門家派遣制度や中小企業活性化協議会の収益力改善支援・再チャレンジ支援制度等の利用

が促進されており、今後も、中小規模事業者等の事業再生及び地域経済の活性化に向けた取組みを、引き続き支援してまいります。

エ. しんくみりカバリの活用

信用組合業界の再生ファンドである「しんくみりカバリ」を活用し、特定信用組合のお取引先の再生支援に向けた取組みをサポートしてまいります。

② 特定信用組合に対する有価証券運用サポート

ア. 運用態勢面の助言

特定信用組合が有価証券運用において、経営体力や管理能力を超えてリスクを拡大することがないように、運用状況及びリスク管理状況をモニタリングし、運用態勢面（余資運用、内部統制、組織・人員等）の助言・指導等を実施いたします。

イ. A L M・リスク管理サポートの実施

特定信用組合のA L Mの実施状況を確認し、データ整備や運営に関しての助言・指導を通して、A L M管理態勢やリスク管理態勢の強化をサポートしてまいります。

ウ. トレーニーの受入れ

特定信用組合の要請に応じ、有価証券運用に係るトレーニーを受け入れ、内部管理態勢の強化及び人材育成をサポートしてまいります。

エ. 有価証券運用に関する電話相談、情報提供

特定信用組合が有価証券運用を実施する上での各種相談事項（個別運用商品の概要やリスクの所在等の分析、市場環境に関する見方等）に関して、電話相談を随時行っております。

相談内容に関しては、当会イントラネットにより関連本部や営業店で共有することにより、特定信用組合の状況把握に努めてまいります。

また、時宜を得て留意すべき商品・リスク関連情報に関する情報を提供し、特定信用組合の意識の改善・知識の向上に努めてまいります。

第4 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

（1）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化の方策に係る審査体制

当会は、支援制度の取扱いを定めた「中小事業者等に対する金融機能強化支援制度規程」（以下、「支援制度規程」という。）において、地域の中小規模事業者の需資対応、地域活性化に向けた資金供給機能（融資）の強化を図ることを支援対象先の基準の一つとしております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症のような未曾有の事態に対する特例措置が実施された場合については、地域の中小規模事業者等に対する円滑な資金供給を後押しするため、支援制度規程を準用し、支援対象先の一つとしております。

このため、当会は、信用組合より支援の申込みを受けたときは、当該信用組合における金融仲介機能の発揮による中小規模事業者に対する適切かつ積極的な信用供与の増強策、各種サービスの向上策及び経営改善や事業再生等の支援策の妥当性等について、本部所管部署及び管轄営業店において検証・審査を行ったうえ、当会の非常勤理事をメンバーとする審査委員会及び理事会において審議し、支援対象先の基準に合致すると認められる信用組合について支援を行うこととしております。

（２）優先出資の支援期間内の返済に係る審査体制

特定信用組合が利益剰余金の積上げを図り、支援期間内の優先出資返済を可能とすべく、支援制度規程により、支援を申し込んだ信用組合から今後の経営戦略（収益性及び業務効率の向上のための方策を含む）及び経営の見通しについての計画と施策の提出を求め、当該計画及び施策の妥当性について、本部所管部署及び管轄営業店による検証・審査を行ったうえ、審査委員会及び理事会において審議し、支援期間内の返済が可能と認められる信用組合について支援を行うこととしております。

（３）資産査定に係る審査体制

当会は、支援制度規程により、支援を申し込んだ信用組合の資産査定に係る規程要領、査定の体制、査定の実施方法並びに償却・引当等の適切性について、監査機構による監査や本部所管部署及び管轄営業店において検証・審査することとしており、資産査定の適切性が認められる信用組合について支援を行うこととしております。

（４）信用組合に対する特定支援以外の財政上の支援

信用組合業界では、1969年7月に「全国信用組合保障基金制度」、2002年4月に「信用組合経営安定支援制度」、2011年2月に「合併特別支援制度」の計3つの財政上の支援制度を創設しております。

当会は、信用組合の系統中央金融機関として個別信用組合の健全性を確保し、ひいては信用組合業界の信用の維持・向上を図るため、この3つの支援制度の運営について中心的役割を担ってまいります。

① 全国信用組合保障基金制度

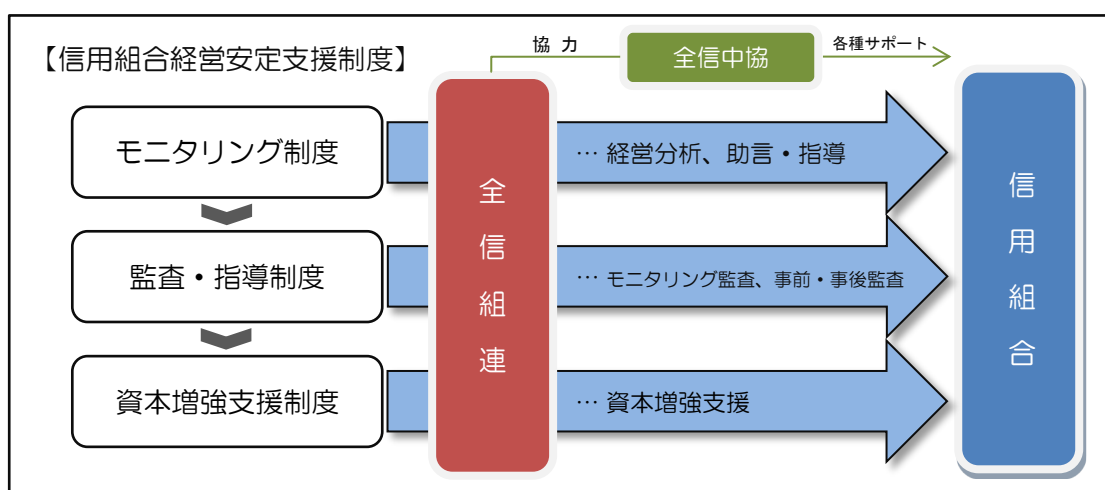
本制度は、信用組合が資金を拠出して「保障基金」の積立て（目標額 1,000 億円：2024 年 3 月末残高約 1,004 億円）を行い、合併等を行う信用組合に対して資金援助を行っております。

② 信用組合経営安定支援制度

本制度は、信用組合、一般社団法人全国信用組合中央協会（以下、「全信中協」という。）及び当会が協力して創設した信用組合業界のセーフティネットの制度であり、「モニタリング制度」、「監査・指導制度」及び「資本増強支援制度」の 3 つの制度から構成されております。

「資本増強支援制度」では、資本増強支援を希望する信用組合に対して、当会が審査のうえ支援を実行するとともに経営状態について管理・指導する制度です。

※2024 年 3 月末資本増強支援制度に基づく支援残高：19 信用組合 627 億円



③ 合併特別支援制度

本制度は、信用組合の合併に際し、合併後の経営安定化を目的として資本増強支援と資金援助を組み合わせた支援を行っております。

第5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

（1）業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

① ガバナンス態勢の強化

業務執行に係る意思決定等を行うための理事会を定期的開催し、また、当会の理事については、定数の 3 分の 2 以上を会員である信用組合の代表役員とすることで、経営監視・牽制が適正に機能する体制としております。

さらに、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、理事長の諮問機関として「正副会長会」を置き、業務運営に関して意見を求めることにしております。

今後も、当会は、信用組合の系統中央金融機関として信用組合の多様な金融ニーズに応えるため、経営の健全性確保及び経営体制の強化に努めてまいります。

② 監査

組織上独立した内部監査部門である監査部は、業務の健全かつ適切な運営を図るため、年度計画に基づき、「内部監査基本規程」、「内部監査実施要領」等に則り、監査対象部署における内部管理態勢の適切性・有効性を評価し、改善を図ることを目的に、監査を実施しております。

ア. 監査計画・実施

監査部では、本部各部に対するオフサイトモニタリングや常勤役員に対するヒアリング内容等を踏まえてリスク・アセスメントを行い、リスクベースに基づき重点監査項目を設定のうえ、監査対象部署及び監査テーマを選定しております。

イ. 分析・評価

監査結果は、監査終了の都度速やかに常勤理事会へ報告し、問題点等があった場合は、役員が即時に協議し、対応を指示することとしております。

また、監査対象部署へ監査結果の通知を行うとともに、監査における指摘や提言等については、監査対象部署に対して、改善計画の提出及び改善状況の報告を求め、進捗管理を行っております。

コンプライアンス統括部署及び事務リスク統括部署に対しては、監査実施の都度、監査結果を還元しているほか、定期的に情報連絡協議会を開催し、改善が必要な課題の共有を図っております。

③ 監事・外部監査人との連携

監査部は常勤監事との間で定期的に（原則毎週）情報連絡会を開催し、連携を図っております。

さらに、外部監査人とは定期的に協議を実施し、意見交換する等連携を図っております。今後もこの連携体制を堅持してまいります。

（２）リスク管理体制強化のための方策

① 信用リスク管理

ア. 信用リスク管理方針

当会では、信用リスクが顕在化した場合の損失が戦略目標の達成に重大な影響を与えると認識しております。

そのため、与信業務に携わる役職員が従うべき行動規範等を「与信リスク管理基本方針」（クレジットポリシー）に定め、健全な与信業務を営むとともに、適切な信用リスク管理を通じて資産の健全性確保を図っております。

イ. 信用リスク管理手法

当会では、信用リスクの管理対象を、信用組合及びその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、また、社債等の市場運用に伴って信用を供与する一切の取引としております。貸出等の与信判断においては、信用格付を実施し、信用格付の定期的な見直し等による与信先等の事後管理の徹底を通じて、信用リスクの早期かつ適正な把握・管理に努めるとともに、厳正な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性を確保しております。

また、市場運用、会員外直接貸出に係る与信先については、業態別・格付別に、与信先別の与信上限を設定のうえ与信状況を一元的に把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めております。

さらに、管理対象資産に係る信用リスク量を VaR 法により計測し、信用リスクに対するリスク資本枠と比較・検証し、A L M委員会に報告しております。評価した際、信用リスク量がリスク資本枠を超過する場合には、速やかに臨時 A L M委員会を開催し、対応を協議することとしております。

② 市場リスク管理

ア. 基本方針とリスク管理方法

市場リスクの管理については、VaR 法により資産・負債全体の市場リスク量を計測し、これらが経営体力と比較し適切な水準にあるかモニタリングを実施し、A L M委員会に報告しております。

VaR 計測モデルについては、予め計測された市場リスク量と、保有期間中に発生した実際の損益の動向等を比較するとともに、損失の方が大きい場合には原因を分析し、モデルの信頼性を確認しております。

さらに、採用している計測方法（採用モデル）の特性（限界及び弱点）を把握するため、採用モデルとは異なる代替的な手法による計測結果と定期的に比較検証をしております。

また、VaR 法では把握できない、例外的ではあるものの蓋然性のあるイベントにより発生し得る潜在的損失については、ストレステストを通じて自己資本で十分に吸収することができるか検証しております。

運用資産の多様化に対応した収益・リスク等のシミュレーション及びストレステストの高度化を通じて、収益・リスクテイク・自己資本のバランス状況につきリスクコミュニケーションの活性化を図っております。

イ. IRRBB 規制への対応方針

ΔEVEについては、系統中央金融機関の業務特性から金利リスクテイクの度合いが高いことを踏まえ、自己資本の余裕との関係に照らし一定水準を超えないための内部ルールを設けて管理しております。

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

当会は、信用組合の系統中央金融機関として、自らの社会的責任と公共的使命を常に認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題として取り組むこととしています。

このため、理事会は、倫理憲章及び行動規範において、法令等の厳格な遵守や反社会的勢力との関係遮断等を定めているほか、コンプライアンスに関する体制整備・研修等の実施計画として、コンプライアンス・プログラムを毎年度策定しております。

また、理事長は、可能な機会を捉えコンプライアンスに対する取り組み姿勢を示しており、理事は、コンプライアンスに対して、率先垂範し取り組むとともに、体制整備の実践、進捗状況の把握等に努めております。

コンプライアンス体制としては、本部に統括部署、営業店と本部各部室にコンプライアンス担当者を配置し、当会全体での取り組みのもと、役職員が一丸となり、コンプライアンスの徹底に努めております。

統括部署である総務部は、コンプライアンスの企画・立案をはじめ、職員からの相談や研修の実施、各部室店への研修指導といった啓蒙活動及び不祥事件等の未然防止等コンプライアンスに関する事項全般を担当し、各部室店と連携してコンプライアンスの推進に努めるとともに、その推進状況を半期毎に理事会等へ報告しております。

このほか、各種協議会として、統括部署と各部室店のコンプライアンス担当者との連携強化を図るため、「コンプライアンス担当者連絡協議会」を毎年度、コンプライアンスの推進強化及び事務リスクの未然防止とリスク管理態勢の向上を図るため、関係部署（総務部、業務統括部、監査部）による「情報連絡協議会」を半期毎に開催しております。

今後とも、法令等遵守（コンプライアンス）は、信用が最大の財産ともいえる金融機関にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を得るうえでの基本原則であると認識し、役職員一人ひとりが日々の業務運営の中で着実に実践してまいります。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

① 監査体制

理事会では、理事定数の3分の2以上を会員信用組合の代表役員で占めており、常勤理事の職務執行に対して監督・牽制する機能を確保しております。

監事については、会員信用組合の代表役員2名、弁護士1名（員外監事）及び常勤監事1名の計4名を選任し、理事の職務執行を客観性・透明性をもって監査する体制を確保しております。

監事は、理事会等の重要会議に出席するほか、理事会議事録等の重要書類を閲覧し、理事の職務執行等の確認を行うとともに、会計監査人とも定期的な意見・情報交換を実施し、理事の職務執行状況の的確な把握に努めております。また、理事会機能の実効性確保等を目的として、常勤理事と監事との意見交換会も開催しております。

また、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使について独立した立場で適切な判断を行うことに留意しております。さらに、監事の指揮命令下で業務に従事する専属の職員（監事付）を配置し、監事の職務執行等を迅速、的確に行うための体制を確保しております。

② 経営に対する評価の客観性の確保

当会は、信用組合と業務運営等について幅広く意見交換を行うことを目的に、全国9地区において「地区別懇談会」を年3回行っており、当会及び全信中協の執行部から情報発信するとともに、両組織の経営執行部（常勤理事）に対する意見を広く収集しております。このなかで、毎年6月に開催する同懇談会は、同月下旬に行う定時総会前の地区総会と位置づけ、総会への報告・付議事項のほか、I Rとしての財務状況に関する報告を行っております。

こうした取組みを今後も継続することにより、経営に対する評価の客観性を確保してまいります。

（５）情報開示の充実のための方策

当会は、信用組合の系統中央金融機関として、その業務内容や活動状況を世間に幅広くご理解いただくため、全信中協と連携し、広報活動の強化に努めております。

ディスクロージャー誌の発行を始めとして、信用組合の組合員・お客さまを対象とした「しんくみ I n f o」の発行やホームページの運営等を通じて、信用組合業界のP R・イメージアップに努めているほか、経営の透明性を高めるため、半期情報の開示を行っております。

また、マスコミ各社を対象とした「くみれん記者懇談会」を開催しており、信用組合業界全般の状況や当会の活動に対する理解を高めてもらうための方策を実施するとともに、信用組合の経営をサポートする諸施策を開始する際には、ニュースリリースを公表するだけでなく、必要に応じて記者会見・記者レク等を実施しております。

今後も、引き続き上記取組みを継続するとともに、情報開示のみならず、その前提となる業界に対する知名度や理解度の向上に向けた方策を適宜実施してまいります。

第6 協定銀行が協定の定めにより保有する優先出資に係る事項

当会が保有する優先出資は、以下のとおりです。

【過年度分（5回合計）】

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 払込金額の総額	36,040百万円
3. 発行口数	180,200口
4. 累積条項	非累積的
5. 参加条項	非参加

（1）必要資本額の根拠

中小規模事業者に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上等適切かつ積極的な金融仲介機能に取り組むべく、これまで12信用組合より、金融機能強化法第四章の二に基づく公的資金を活用した資本支援の申込みがございました。

当該信用組合の自己資本比率は、国内基準である4%を上回っておりますが、当該信用組合の営業エリアである地域の経済環境は厳しい状況にあり、金融機関に対する円滑な資金供給や、中小規模事業者等の経営改善及び事業再生等に対する支援ニーズが今後、さらに増加していくことが見込まれる中にあることは、当該信用組合における協同組織金融機関として期待される役割と責任は極めて重要であると考えており、将来にわたって地域の中小規模事業者等に対する円滑な金融仲介機能を発揮し、地域の活性化に貢献するためには、より強固な財務基盤を構築する必要があると認識しております。このため、当会が当該信用組合の財務内容や健全性及び提出を受けた経営計画等について規程等に基づく検証・審査を実施した結果、これまで当該信用組合に対し、地域の活性化に貢献するためのより強固な財務基盤を構築するため、360億4千万円の資本支援を実施いたしました。

当該信用組合はこの資本増強により自己資本の充実を図り、今後、地域経済や金融市場に急激な変動が生じた場合でも、財務基盤の安定性を確保し、地域の中小規模事業者等に対する適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に万全を期してまいります。

（2）当該自己資本の活用方針

当会は、特定信用組合としての要件を満たしていると認められる信用組合に対し、資本支援を実施いたしました。

資本支援を受けた信用組合は財務基盤の充実・強化が図られることから、金融仲介機能の発揮による中小規模事業者等に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上に積極的・持続的に取り組んでおります。

第7 剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針

2023 年度につきましては、普通出資について、2019 年 1 月発行分が年 1.35%、それ以前の発行分が年 4.00%の割合で配当を実施しております。また、既存の優先出資について、第 1 回から第 5 回発行分が年 0.40%、第 6 回から第 7 回発行分が年 1.10%、第 8 回発行分が年 1.16%、第 9 回発行分が年 1.22%、第 10 回発行分が年 1.44%、第 11 回発行分が年 0.04%の割合で配当を実施しております。

今後の配当に対する方針に関しましては、優先出資については、約定に従った配当を行うとともに、普通出資については、毎年度の剰余金の水準により都度検討いたしますが、大幅な金融情勢の変化がない限りは、原則として現行の水準を維持していく方針であります。

(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当会の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

また、賞与につきましては、非常勤を含む全役員に対し、支給しておりませんが、支給の必要があるときは、前年度の業績等を勘案し、各理事の賞与額は理事会、各監事の賞与額は監事の協議により決定いたします。

今後とも、役員に対する報酬及び賞与については、現行の方針を継続してまいります。

(3) 財源確保の方針

強化方針に盛り込んだ諸施策を着実に遂行することにより収益力の強化と業務効率化を進め、安定した利益を確保し、財源の積上げに努めてまいります。

収益計画を前提とした利益剰余金の積上げを実施することにより、2035 年 3 月末には 1,676 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 106 億円の返済財源を確保できるものと見込んでおります。また、2036 年 3 月末には 1,693 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 62 億 4 千万円の返済財源を、2037 年 3 月末には 1,712 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 100 億円の返済財源を、2039 年 3 月末には 1,750 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 20 億円の返済財源を、2044 年 3 月末には 1,847 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 72 億円の返済財源を、2048 年 3 月末には 1,926 億円の

利益剰余金が積み上がり、公的資金 140 億円の返済財源を確保できるものと見込んでおります。

さらに、2049 年 3 月末には 1,947 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 96 億 8 千万円の返済財源を確保できるものと見込んでおります。

なお、強化方針通りに利益を確保できない場合であっても、これまでに積み上げた剰余金の活用や資本準備金等の剰余金への振替、出資の募集等により、優先出資の返済に対応することができる財源を確保いたします。

【利益剰余金の推移】

(単位：百万円)

	2024/3 期 (実績)	2025/3 期	2026/3 期	2027/3 期	2028/3 期	2029/3 期	2030/3 期
当期純利益	1,530	7,570	4,400	4,419	4,568	4,364	4,460
資本準備金	30,020	34,860	34,860	34,860	34,860	34,860	34,860
利益剰余金	145,331	150,202	151,829	153,505	155,410	157,046	158,810
利益準備金	27,200	27,800	28,559	29,107	29,654	30,202	30,749

	2031/3 期	2032/3 期	2033/3 期	2034/3 期	2035/3 期	2036/3 期	2037/3 期
当期純利益	4,460	4,480	4,500	4,520	4,520	4,520	4,520
資本準備金	34,860	34,860	34,860	34,860	34,860	29,560	26,440
利益剰余金	160,573	162,337	164,100	165,864	167,627	169,391	171,220
利益準備金	31,297	31,844	32,392	32,939	33,487	34,035	34,569

	2038/3 期	2039/3 期	2040/3 期	2041/3 期	2042/3 期	2043/3 期	2044/3 期
当期純利益	4,520	4,520	4,520	4,520	4,520	4,520	4,520
資本準備金	21,440	21,440	20,440	20,440	20,440	20,440	20,440
利益剰余金	173,088	175,021	176,954	178,900	180,847	182,793	184,740
利益準備金	35,096	35,609	36,123	36,634	37,145	37,656	38,167

	2045/3 期	2046/3 期	2047/3 期	2048/3 期	2049/3 期
当期純利益	4,520	4,520	4,520	4,520	4,520
資本準備金	16,840	16,840	16,840	16,840	9,840
利益剰余金	186,686	188,690	190,693	192,697	194,700
利益準備金	38,678	39,177	39,677	40,177	40,676

(注) 2024/3 期は実績、2025/3 期以降は計画（いずれも剰余金処分前の数値）

第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（1）経営管理に係る体制及び今後の方針等

当会の経営管理に関しては、「第5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」に記載しているとおりであり、業務執行に対する監査や経営の評価に関する客観性の確保、適切な情報開示等を通じて、財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保してまいります。

なかでも、当会の収益の大宗を占める有価証券のポートフォリオの運営は当会の収益性や健全性を確保する上で重要度が高く、また、業界のシステムインフラの運営に関しては、社会的使命が高く、近年の不正送金問題にも見られるように、セキュリティの向上が喫緊の課題となっております。

今後、市場のボラティリティが高まる中、環境変化に柔軟に対応するためにも、「ALM 委員会」やその下部組織である「ALM サブコミッティー」等の場を通じて、引き続き、経営陣と実務担当者間のリスクコミュニケーションをより活発化していくことに努めてまいります。

システムインフラに関しては、IT・DX 推進部においてシステムリスクを一元的に管理する体制としており、各システムの運営状況等と併せ、システムリスクの管理状況を常勤理事会に定期報告しております。また、DX 推進・IT ガバナンス強化を今中期的戦略の主軸に据え、当会理事長以下、システムに関連する中央組織で構成する IT・DX 戦略委員会を組成し、中央組織の緊密な連携のもと、IT ガバナンスの強化に努めてまいります。

（2）各種リスク管理の状況及び今後の方針等

① 統合リスク管理態勢

当会では、統合的リスク管理の対象リスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク及び子会社リスクとしております。このうち定量的に評価している信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク（風評リスクを除く）のり

リスク量を合算のうえ、統合リスク量を算出し、リスク資本（各リスクに配賦する自己資本の上限額）と対比し、毎月開催のALM委員会に報告しております。コア資本の額から他の管理対象リスク顕在化時の損失見込額、当期支援コスト見込額及びその他有価証券の評価損額を差し引いた配賦可能な自己資本とリスク資本の対比により、経営体力の範囲内にリスクがコントロールされているかを検証し、業務運営の健全性確保に努めております。

なお、態勢面については随時検証・見直しを行い、リスクプロファイルに応じた適切な統合的リスク管理を実施しております。

② オペレーショナル・リスク管理態勢

当会では、当会の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により当会が損失を被るリスク及び当会の信用が低下することから生じる損失に係るリスクをオペレーショナル・リスクと定義し、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスク、風評リスクを対象リスクとして、各リスクについて、それぞれの統括管理部署が管理すべきリスクを特定し、発生する可能性及び影響の大きさを勘案のうえ管理方法を定めリスクの低減を図っております。

また、オペレーショナル・リスクの総合的管理部署は、各リスクの管理状況についてモニタリングを行い、常勤理事会に報告しております。なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法は基礎的手法を採用しており、実際に発生した損失額と比較することによりリスク資本枠の十分性を検証しております。

③ 流動性リスク管理

当会は、信用組合の系統中央金融機関として、信用組合の資金需給を調整するとともに信用組合の余裕資金を効率的に運用する役割を担っています。

こうした認識のもと、資金繰りリスクについては、資金繰りに係るリスク管理指標とそのガイドラインを設定し、適正な流動性資金の水準を維持・管理するとともに、ALM委員会において資金繰りリスクに関する事項の報告と協議を行っております。

一方、市場流動性リスクについては、「市場流動性リスクモニタリング基準」において、モニタリングの対象商品、指標及び頻度等を定め、遵守状況を定期的にチェックしております。

また、外貨流動性リスクについては、対顧客の外国為替取引から派生する外貨流動性リスクに限定されております。当リスクに備えるための基本方針及び管理体制等を定めた「外貨流動性リスク管理基準」により適切な管理に努めております。

なお、経済や市場等の外部環境等の急変により、流動性危機の発生が予想される場合には、対応策を協議するための緊急会議の開催等により機動的な対応を図ることとしております。

※ 信用リスク管理及び市場リスク管理の状況につきましては、「第 5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」に記載しております。

第9 前提条件

(前提となる景気環境)

新大統領の下での米国の政策やそれが世界経済に及ぼす影響等不透明感は強いものの、海外景気が緩やかな成長軌道を維持する下、国内景気は緩和的な金融環境を背景に賃金上昇と消費増の好循環が徐々に強まり、緩やかな拡大基調が続くと予想しております。

(金利)

足もとの景気が緩やかに回復し2%を超える物価上昇が続く中、日本銀行による金融政策正常化が進められているものの、中長期的な成長期待が大きく高まらないもとでは、大幅な政策金利の引き上げの可能性は低いと見ており、政策金利は0.50%で推移すると予想しております。

これを受けた国内中長期金利は、現状をやや上回る水準で推移を想定しております。

(為替)

ドル・円レートについては、米国景気が底堅く推移し、日銀の継続的な利上げも見込まれないため、現状程度の水準で推移すると予想しております。

(株価)

国内株価は、緩和的な金融環境が継続すること等を背景に緩やかな景気拡大に支えられ底堅く推移すると予想しております。

【前提条件】

指標	2024/3 末 (実績)	2024/9 末 (実績)	2025/3 末 (前提)	2026/3 末 (前提)	2027/3 末 (前提)
無担保コール翌日物 (%)	0.022	0.227	0.227	0.500	0.500
TIBOR 3 か月 (%)	0.26091	0.43727	0.50000	0.70000	0.70000
新発 10 年国債利回り (%)	0.725	0.850	1.150	1.200	1.200
ドル/円レート (円)	151.40	142.82	150.00	150.00	150.00
日経平均株価 (円)	40,369	37,919	41,000	43,000	45,000

※本表の 2024/3 末及び 2024/9 末の各実績値は以下によります。

- 1.無担保コール翌日物・・・日本銀行公表の無担保コール O/N 物レート（平均値）
- 2.TIBOR3 か月・・・全銀協 TIBOR 運営機関公表の日本円 TIBOR
- 3.新発 10 年国債利回り・・・日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値
- 4.ドル/円レート・・・みずほ銀行公表の外国為替公示相場（仲値）
- 5.日経平均株価・・・終値

以上

Ⅱ 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 29 条」に基づく協同組
織金融機能強化方針

本編において、「Ⅰ『金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の3』に基づく協同組織金融機能強化方針（以下、「34条の3方針」という。）」に記載とある場合は、34条の3方針における「特定信用組合」を「コロナ特定信用組合」と読み替えるものとする。

第1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

（1）コロナ特定信用組合の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

34条の3方針「第2（1）特定信用組合の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」に記載のとおり。

（2）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

34条の3方針「第2（2）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」に記載のとおり。

（3）協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

34条の3方針「第1（4）特定信用組合の収益性及び業務効率の向上のための経営指導の内容」に記載のとおり。

（4）新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

コロナ特定信用組合は、ポストコロナ・ウィズコロナの環境を乗り越えていくため、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策を計画に掲げ、ビジネスモデルの転換に向けた前向きな資金対応や、事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与等、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する多方面にわたる支援のサポートに積極的に取り組んでまいります。

当会は、コロナ特定信用組合に対し、以下に掲げた計画の取組みをサポートしてまいります。

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する資金繰り支援の方策

新型コロナウイルス感染症の影響は沈静化しつつあるものの、原材料価格高騰等の外部環境下、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者の経営環境も厳しい状況にある中、ゼロ

ゼロ融資の本格返済が始まっており、当該者に対する資金繰り支援の重要性が高まっております。

このようなことから、コロナ特定信用組合では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対するヒアリングを強化し、業況や経営課題の把握に努め、保証協会の伴走型支援の活用等による返済負担軽減のほか流動性資金の確保等、弾力的な資金支援や条件変更に取り組んでまいります。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する本業支援や事業再生支援等の方策

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者においては、ポストコロナ・ウィズコロナの環境を乗り越えていくため、ビジネスモデルの転換や、抜本的な事業再生支援等、これまで以上に幅広い視点からのアドバイスや経営支援を行うことが求められております。

このような支援ニーズに対応するため、コロナ特定信用組合では、これまで地元経済発展のために取り組んできた実績・ノウハウを生かしていくとともに、必要に応じ、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会等の外部機関も活用しながら、質の高い経営支援を実施してまいります。

(5) その他地域における経済の活性化に資する方策

34 条の 3 方針「第 2 (3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」に記載のとおり。

第 2 第 1 の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症により、多大な影響を受けた事業者に対し、積極的かつ円滑な資金供給機能を発揮すべく、同法附則第 29 条に基づく公的資金を活用した資本支援に取り組み、信用組合が、地域等において期待される役割をこれまで以上に果たしていくため、資本基盤の充実・強化に向けた取組みを積極的に実施してまいります。

また、当該資本支援を活用した信用組合に対しては、34 条の 3 方針「第 3 第 1 第 2 の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導方針」に記載のとおり、当会の本部各部や特定信用組合を管轄する営業店と連携してモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。

(1) 経営の目標の達成に向けた指導（各種リスク管理強化の状況を含む）

34 条の 3 方針「第 3 (1) 経営の目標を達成するための方策への指導（各種リスク管理強化の状況を含む）」に記載のとおり。

（２）従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導

34 条の 3 方針「第 3（２）従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導」に記載のとおり。

（３）目標達成に必要な措置

34 条の 3 方針「第 3（３）計画達成に必要な措置」に記載のとおり。

第 3 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化の方策に係る審査体制

34 条の 3 方針「第 4（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化の方策に係る審査体制」に記載のとおり。

（２）優先出資の支援期間内の返済に係る審査体制

34 条の 3 方針「第 4（２）優先出資の支援期間内の返済に係る審査体制」に記載のとおり。

（３）資産査定に係る審査体制

34 条の 3 方針「第 4（３）資産査定に係る審査体制」に記載のとおり。

（４）信用組合に対する特定支援以外の財政上の支援

34 条の 3 方針「第 4（４）信用組合に対する特定支援以外の財政上の支援」に記載のとおり。

第 4 協定銀行が協定の定めにより保有する優先出資に係る事項

発行金額・条件については以下のとおりです。

【過年度分（第 1 1 回号）】

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日(払込日)	2024年3月29日（金）
3. 払込金額 非資本計上額	1口につき200,000円（額面金額1口100,000円） 1口につき100,000円
4. 払込金額の総額	14,000百万円
5. 発行口数	70,000口

6. 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（払込金額に対する配当率） （ただし、日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方を上限とする。）
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	次に掲げる順序により残余財産の分配を行う ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③ ①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して会員に分配する。 ④ 残余財産の額が①、②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

【第12回号】

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日(払込日)	2025年3月31日（月）
3. 払込金額 非資本計上額	1口につき200,000円（額面金額1口100,000円） 1口につき100,000円
4. 払込金額の総額	9,680百万円
5. 発行口数	48,400口
6. 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（払込金額に対する配当率） （ただし、日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方を上限とする。）
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	次に掲げる順序により残余財産の分配を行う

	① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③ ①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して会員に分配する。 ④ 残余財産の額が①、②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。
--	--

（１）必要資本額の根拠

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小規模事業者に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上等適切かつ積極的な金融仲介機能に取り組むべく、今般、新コロナ特定信用組合より新たに金融機能強化法附則第 29 条に基づく公的資金を活用した資本支援の申込みがございました。

当該信用組合の自己資本比率は、国内基準である 4 %を上回っておりますが、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原材料価格高騰等から、当該信用組合の営業エリアである地域の経済環境は厳しい状況にあり、金融機関に対する円滑な資金供給や、中小規模事業者等の経営改善及び事業再生等に対する支援ニーズが今後、さらに増加していくことが見込まれます。

こうしたなか、当該信用組合対する、協同組織金融機関として期待される役割と責任は極めて重要であると考えており、将来にわたって地域の中小規模事業者等に対する円滑な金融仲介機能を発揮し、地域の活性化に貢献するためには、より強固な財務基盤を構築する必要があると認識しております。

このため、当会が当該信用組合の財務内容や健全性及び提出を受けた経営計画等について規程等に基づく検証・審査を実施した結果、当該信用組合は、地域の活性化に貢献するためのより強固な財務基盤を構築するための資本支援として 96 億 8 千万円が必要と判断いたしました（過年度の資本支援額との合算 236 億 8 千万円）。

当該信用組合はこの資本増強により自己資本の充実を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受けた事業者に対する支援強化に加え、今後、地域経済や金融市場に急激な変

動が生じた場合でも、財務基盤の安定性を確保し、地域の中小規模事業者等に対する適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に万全を期してまいります。

（２）当該自己資本の活用方針

今般の資本増強を受けたのち、当会は、金融機能強化法附則第 29 条の要件を満たしていると認められる新型コロナ特定信用組合に対する資本支援を実施いたします。

これにより、当該信用組合は財務基盤の充実・強化が図られることから、現コロナ特定信用組合同様、金融仲介機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小規模事業者等に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上に積極的・持続的に取り組んでまいります。

第 5 取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項

当会は、取得優先出資（第 34 条の 3 第 3 項に規定する取得優先出資）の払込金又は取得貸付債権（同条第 3 項に規定する取得貸付債権）の借入金により実施する特定支援について、業界のセーフティネット制度である「資本増強支援制度」に基づく資本支援との区別及び信用組合別、回号別に勘定を他の勘定と区分して経理しております。

今般の金融機能強化法附則第 29 条に基づく特定支援についても、上記と同様、他の勘定と区分して経理してまいります。

第 6 収益の見通し

34 条の 3 方針「第 1（１）収益性向上のための方策」に記載のとおり。

第 7 法附則第 29 条第 1 項の規定により法第 34 条の 2 の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

（１）配当に対する方針

34 条の 3 方針「第 7（１）配当に対する方針」に記載のとおり。

（２）財源確保の方針

34 条の 3 方針「第 7（３）財源確保の方針」に記載のとおり。

第 8 法第 34 条の 2 の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（１）経営管理に係る体制及び今後の方針等

34 条の 3 方針「第 8（１）経営管理に係る体制及び今後の方針等」に記載のとおり。

（２）各種リスク管理の状況及び今後の方針等

34 条の 3 方針「第 8（２）各種リスク管理の状況及び今後の方針等」に記載のとおり。

第 9 前提条件

34 条の 3 方針「第 9 前提条件」に記載のとおり。

以上

1. 内閣府令附則第 53 条第 1 号に掲げる書類

- 法第 34 条の 2 の申込みの理由書

優先出資の引受け等に係る申込みの理由書

令和7年2月5日

(提出者) 本店又は主たる 東京都中央区京橋1丁目9番5号
事務所の所在地
商号又は名称 全国信用協同組合連合会
代 表 者 代表理事 北 村 信

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第29条第3項の規定により適用する同法（本則）第34条の2に基づく、優先出資の引受け等に係る申込みの理由は以下のとおりでございます。

記

当会は、信用組合による中小事業者等に対する金融機能の更なる強化の一環として、信用組合が、今後、地域等において期待される役割をこれまで以上に果たしていくうえで資本基盤の充実・強化を行うことが必要となる場合があるものと判断し、平成26年4月、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）第四章の二に基づく公的資金を活用しつつ個別信用組合の要請に応えることのできる新たな資本支援制度を創設するなど、これまで、信用組合に対して資本支援を実施いたしました。

今般、新型コロナウイルス感染症により、多大な影響を受けた中小規模事業者等に対する支援の強化を図るため、新たに、会津商工信用組合及び房総信用組合より金融機能強化法附則第29条に基づく公的資金を活用した資本支援の要請がございました。

当該信用組合は、この資本増強により、財務基盤の一層の強化を図り、これまで以上のきめ細かな金融仲介機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている地元中小規模事業者や個人の皆様に全力でサポートする意向を明らかにしているところでございます。

当会といたしましては、当該信用組合が、地域の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識の下、これまで以上に安定的かつ円滑な資金供給を実施し、地域経済の活性化に貢献していくためには、公的資金活用による資本増強支援を行うことが適当であると判断し、金融機能強化法附則第29条第3項の規定により適用する同法（本則）第34条の2に基づき、優先出資の引受けを申請いたします。

以 上

2. 内閣府令附則第 53 条第 2 号に掲げる書類

- 提出の日前 6 月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

【提出書類】

- ・ 貸借対照表（令和 6 年 3 月末、令和 6 年 9 月末）
- ・ 損益計算書（令和 6 年 3 月末、令和 6 年 9 月末）
- ・ 単体自己資本比率（令和 6 年 3 月末、令和 6 年 9 月末）
- ・ 剰余金処理計算書（令和 6 年 3 月末）
- ・ 日計表（令和 6 年 12 月末）

第 7 0 期（令和 6 年 3 月 3 1 日現在）貸借対照表

令和 6 年 5 月 2 日 作成

令和 6 年 6 月 1 3 日 備付

東京都中央区京橋 1 - 9 - 5

全国信用協同組合連合会

理事長 北 村 信

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）	百万円	（ 負 債 の 部 ）	百万円
現 金	16	預 金	7,671,192
預 け 金	2,985,368	当 座 預 金	94
コ ー ル ロ ー ン	—	普 通 預 金	728,005
買 入 金 銭 債 権	615,778	定 期 預 金	6,705,103
金 銭 の 信 託	51,951	保 障 基 金 定 期 預 金	100,416
有 価 証 券	2,860,674	そ の 他 の 預 金	137,572
国 債	541,916	借 用 金	2,368,200
地 方 債	298,263	借 入 金	2,368,200
社 債	1,148,454	コ ー ル マ ネ ー	240,000
株 式	3,146	債券貸借取引受入担保金	—
外 国 証 券	558,857	外 国 為 替	5
そ の 他 の 証 券	310,036	未 払 外 国 為 替	5
貸 出 金	4,018,504	そ の 他 負 債	132,229
証 書 貸 付	1,852,107	未 払 費 用	6,541
当 座 貸 越	2,153,500	未 払 法 人 税 等	153
代 理 貸 付 金	12,896	前 受 収 益	1,049
外 国 為 替	589	リ ー ス 債 務	5
外 国 他 店 預 け	589	未 払 金	122,405
そ の 他 資 産	142,028	そ の 他 の 負 債	2,074
長 期 出 資 金	100	賞 与 引 当 金	376
前 払 費 用	56	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	89
未 収 収 益	3,288	負債の部合計	10,412,093
そ の 他 の 資 産	138,582	（ 純 資 産 の 部 ）	
有 形 固 定 資 産	12,865	出 資 金	118,875
建 物	5,779	普 通 出 資 金	88,855
土 地	5,940	優 先 出 資 金	30,020
リ ー ス 資 産	5	資 本 剰 余 金	30,020
建 設 仮 勘 定	656	資 本 準 備 金	30,020
その他の有形固定資産	484	利 益 剰 余 金	145,331

無 形 固 定 資 産	1,088	利 益 準 備 金	27,200
ソ フ ト ウ ェ ア	173	そ の 他 利 益 剰 余 金	118,131
ソフトウェア仮勘定	850	特 別 積 立 金	113,450
その他の無形固定資産	65	当 期 未 処 分 剰 余 金	4,681
前 払 年 金 費 用	1,658	会 員 勘 定 合 計	294,227
繰 延 税 金 資 産	4,776	その他有価証券評価差額金	△ 11,886
貸 倒 引 当 金	△ 846	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 11,886
(うち個別貸倒引当金)	△ 766	純資産の部合計	282,340
投 資 損 失 引 当 金	△ 19		
資産の部合計	10,694,434	負債及び純資産の部合計	10,694,434

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、但し市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（但し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～60 年

その他 3 年～20 年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建ての資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第 4 号 2022 年 4 月 14 日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当て

おります。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行体の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支払見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、退職給付見込額の期間帰属方法並びに過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

また、当会は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（企業年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	219,079 百万円
年金財政計算上の数理債務の額	216,116 百万円
差引額	2,962 百万円

②制度全体に占める当会の掛金拠出割合（令和5年3月31日現在）

3.004%

③上記①の差引額的主要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 11,094 百万円及び別途積立金 14,056 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当会は当期の計算書類上、特別掛金 40 百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当会の実際の負担割合とは一致しません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約毎に識別した履行義務の充足状況に基づき認識しております。

役務取引等収益のうち為替業務収益は、主として内国為替に基づく送金手数料から構成され、決済完了時点で履行義務を充足し、収益を認識しております。

役務取引等収益のうち資金中継業務収益は、主として会員信用組合が収納した公共料金・掛金などの資金を取りまとめて、当該企業に一括して納付する役務の対価であり、納付時点で履行義務を充足し、収益を認識しております。

役務取引等収益のうち証券関連業務収益は、主として投資信託委託会社との契約に基づく信託報酬で構成され、サービス提供期間にわたって履行義務が充足するにつれて、当会が請求する権利を有する金額で収益を認識しております。

役務取引等収益のうち預金・貸出業務収益は、主として貸出関連業務手数料で構成され、顧客との取引日の時点で履行義務を充足し、収益を認識しております。

7. 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

8. 投資信託の解約損益の会計処理

投資信託の解約益については、損益計算書上「有価証券利息配当金」に計上しております。また、解約損については、「国債等債券償還損」に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度末の計算書類に計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は次のとおりであります。

1. 優先出資証券等の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

株式等償却	957 百万円
-------	---------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

優先出資証券等の評価について、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日。以下、「金融商品会計基準」という。）第 21 項及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会・会計制度委員会報告第 14 号 2019 年 7 月 4 日。以下、「金融商品会計実務指針」という。）第 92 項の定めに従い、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した 1 口当たりの純資産額を算定したうえで、この 1 口当たりの純資産額に所有口数を乗じた金額をもって実質価額としております。

また、当該実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）し、実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下したとき又は実質価額が著しく低下したものの、その回復可能性が見込めると判断して減損処理を行わなかったときには、健全性の観点から、評価差額に対して投資損失引当金を計上しております。

なお、実質価額が「著しく低下したとき」とは、当事業年度末における実質価額が取得原価と比較して 50%以上低下した場合をいい、実質価額が「ある程度低下したとき」とは、当事業年度末における実質価額が取得原価と比較して 30%以上 50%未満低下した場合をいいます。

② 主要な仮定

優先出資証券等の実質価額の見積りに係る主要な仮定は出資先の財政状態であり、財政状態として一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

出資先の業績は、出資先が属する地域経済や金融環境の変化など、様々な要因により変動する可能性があり、見積りに用いた主要な仮定の変化により、翌事業年度の計算書類における減損処理額及び投資損失引当金は増減する可能性があります。

注記事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	18 百万円
危険債権額	22,610 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	44 百万円
合計額	22,673 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 貸出金には、一般債権に対する返済よりも元利金の返済が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 24,944 百万円が含まれております。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号 平成 26 年 11 月 28 日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、45,964 百万円であります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 9,383 百万円
6. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,269 百万円
7. 「有価証券」中の社債には、一般債権に対する返済よりも元利金の返済が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債 162,558 百万円が含まれております。
8. 出資一口当たりの純資産額 249,928 円 11 銭
9. 理事及び監事が代表者をつとめる信用組合等との間の取引による理事及び監事が代表者をつとめる信用組合等に対する金銭債権総額 169,131 百万円
10. 理事及び監事が代表者をつとめる信用組合等との間の取引による理事及び監事が代表者をつとめる信用組合等に対する金銭債務総額 - 百万円
11. 子会社等の株式（及び出資）総額 2,851 百万円
12. 子会社等に対する金銭債権総額 4,831 百万円
13. 子会社等に対する金銭債務総額 1,131 百万円
14. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両、電子計算機等についてはリース契約により使用しております。

15. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,225,889 百万円

貸出金 1,060,158 百万円

担保資産に対応する債務

借入金 2,368,200 百万円

上記のほか、公金取扱い、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 27 百万円、有価証券 6,922 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 5 百万円及び中央清算機関差入証拠金は 70,000 百万円であります。

16. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

① 資金調達方針、運用方針及びその手段

当会は、信用組合が協同で設立した系統中央金融機関であり、主に会員である信用組合の支払準備資金や余裕資金を預金として調達するほか、資金の一時的・季節的な変動の平準化等、効率的な資金運用を行うため、短期金融市場から直接調達しております。

調達資金は、信用組合の地域的・季節的な資金需要等に応じて融資するほか、信用組合の組合員に対する代理貸付や、事業法人等に対するシンジケートローンや債権譲受など信用組合以外への融資を行っております。また、当会は国内の機関投資家として、短期金融市場ではコールローンや譲渡性預け金等、債券市場では国債、社債並びに外国債券等への投資を行っております。

② 金融資産及び金融負債取扱業務の内容

主として金利変動の影響を受ける金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による価格の変化をコントロールするために資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

す。

金融負債は、その大部分を会員である信用組合からの預金に占めており、預金の種類としては、当座預金・普通預金・定期預金などがあります。

金融資産の運用にあたっては、ALM委員会で協議のうえ決定された資金配分等に基づき、各種貸付や国債、社債並びに外国債券等への投資のほか、分散投資の観点から投資信託等への投資を行い、効率的なポートフォリオの構築を目指しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する主な金融資産は、会員貸付と会員外貸付並びに有価証券です。

会員貸付には、信用組合の地域的・季節的な資金需要に応じて融資する一般貸付、信用組合の経営基盤強化など特定の目的に応じて貸付を行う制度貸付があります。また、会員外貸付には事業法人等に対するシンジケートローンや債権譲受などの直接貸付、信用組合を窓口として信用組合の組合員に融資する代理貸付があります。これらの貸付については、金利リスク、貸付先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、国債、社債並びに外国債券等で運用しており、これに加えて、投資信託等への投資を行っております。これらは、発行体等の信用リスク、金利リスク、価格変動リスク、流動性リスクに晒されております。

当会が保有する金融負債は、信用組合から受け入れている預金を中心であり、定期預金がその大部分を占めております。これらは、金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、国債店頭オプション、国債先物、国債先物オプション、株価指数先物、株価指数オプション取引等があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① リスク管理体制

当会は、金融商品に係る各リスクを適切に把握・管理することにより経営の健全性を維持するとともに、リスクに見合った収益の確保に努めております。

具体的には、理事会においてリスク管理に関する基本的な考え方を「リスク管理方針」に定め、理事長はこの方針に基づいて業務を統括し、リスク管理に係る必要な指示を行っております。

また、原則として業務執行部署から独立した各リスク統括管理部署がそれぞれのリスクを把握・管理し、これを統合的リスク管理部署が統合的に把握・管理しております。また、統合的・信用・市場及び流動性リスクはALM委員会が組織横断的に評価・検討することで、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性の確保に努めております。

② 信用リスクの管理

ア. 管理方針

当会では、信用リスクが顕在化した場合の損失が事業計画に則った戦略目標の達成に重大な影響を与えるとの認識のもと、理事会において「与信リスク管理基本方針（クレジットポリシー）」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、「信用リスク管理規程」に則り、信用リスクを適正に把握・管理する体制を構築しております。

イ. 管理方法

信用リスクの管理対象を会員信用組合及びその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、さらには、社債等の市場運用に伴って信用を供与する全ての取引とし、信用リスクの計量化担当部署は、それら資産に係る信用リスク量をV a R法により計測のうえ、リスク資本枠と比較・検証を行い、A L M委員会に報告しております。

また、貸出等の与信判断においては、与信先等の信用格付を実施し、定期的な見直し等による事後管理の徹底を通じて、信用リスクを早期かつ適正に把握・管理するとともに、厳正な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性の確保に努めております。

このほか、信用格付別に与信上限を設定のうえ与信状況を把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めております。

③ 市場リスクの管理

ア. 管理方針

当会では、「市場リスク管理規程」等に則り、市場リスクの統括管理部署が資産・負債全体の市場リスク量をV a R法により計測し、市場リスク量が経営体力と比較し適切な水準にあるかモニタリングを実施しております。

イ. 管理方法

a. 金利リスク

金利リスクを含む市場リスク全体をV a R法により計測してリスク量の上限管理を行うとともに、金利リスクについては、金利感応度による分析（デュレーション分析、B P V分析、 $\Delta E V E$ に基づく分析）や、マクロ・市場環境に即し場合分けした複数の金利シナリオに基づくシミュレーションを行い、収益・リスクテイク・自己資本の状況を、月次でA L M委員会に報告・協議・検討を行うことにより適切なリスクコントロールに努めております。

b. 価格変動リスク

価格変動リスクを伴う株式や投資信託等についてもV a R法によりリスク量を把握し、経営体力と比較し適切な水準にあるかモニタリングを実施しております。

ウ. 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクの管理対象をA L M業務、株式等純投資業務、ディーリング業務及び政策投資業務とし、V a Rは、以下の前提条件に基づき、分散共分散法により算出しております。

対象業務	主な金融商品	観測期間	保有期間	信頼区間
ALM業務	預金、貸出金、債券	482 ^{※1} 営業日	3か月 ^{※1}	2.33 標準偏差 (=片側 99.0%)
株式等純投資業務	株式、投資信託		1か月	
ディーリング業務	株式、債券・株価指数先物、 各オプション		1年	
政策投資業務	株式			

※1 一部投資信託等を除く

なお、オプション取引については、ヒストリカルシミュレーション法を採用しており、分散共分散法で算出したリスク量と単純合算しております。

決算日現在で、当会の市場リスク量は次のとおりであります。

(単位：百万円)

対 象 業 務	リ ス ク 量
ALM業務	87,354
株式等純投資業務	30,361
ディーリング業務	24
政策投資業務	-
市場リスク合計	93,559 ^{※2}

※2 市場リスク合計は、業務別リスク量の相関考慮後の値

また、当会では、計測モデルが算出するV a Rと損益を比較するバックテストを実施し、リスク計測モデルの信頼性は問題ないものと認識しております。但し、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量となっており、通常では考えられないほど市場環境が急変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があることから、市場急変時のストレス損失額のモニタリングを行い、V a Rのみで把握できないリスクもきめ細かく管理する態勢としております。

④ 資金調達に係る流動性リスク

当会では、中期的な資金繰り及び担保繰りについては、資金調達・運用計画に基づく見通しを作成・検証のうえ、月次でALM委員会に報告しております。

足元の資金繰りについては、日々の資金繰りにかかる管理指標に基づき管理しております。

なお、経済や市場等の外部環境などの急変により流動性危機の発生が予想される場合は、対応策を協議するため、緊急会議を招集する等機動的な態勢としております。

(4) 金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

17. 金融商品の時価等に関する事項

決算日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する科目及び重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

勘 定 科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)買入金銭債権			
①満期保有目的の債券	615,778	593,037	△ 22,741
②その他有価証券	－	－	－
	615,778	593,037	△ 22,741
(2)金銭の信託			
①運用目的の金銭の信託	11,951	11,951	－
②その他の金銭の信託	40,000	40,000	－
	51,951	51,951	－
(3)有価証券			
①満期保有目的の債券	100,400	99,408	△ 991
②その他有価証券(※1)	2,680,200	2,680,200	－
	2,780,600	2,779,609	△ 991
(4)貸出金	4,018,504		
貸倒引当金(※2)	△ 846		
	4,017,657	3,997,225	△ 20,431
資産計	7,465,987	7,421,823	△ 44,164
(1)預金	7,671,192	7,669,080	△ 2,111
(2)借用金	2,368,200	2,350,412	△ 17,787
負債計	10,039,392	10,019,492	△ 19,899
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

(※1) その他有価証券には、時価算定会計基準適用指針第 24-3 項の定めにより基準価額を時価とみなす取扱いを適用している投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※3) 金融派生商品に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目は()で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の決算日における貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。なお、市場価格のない株式等について、当事業年度における減損処理額は、優先出資証券等 4,321 百万円（投資損失引当金目的使用前）であります。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 及び関連法人等株式	2,851
非 上 場 株 式	294
優 先 出 資 証 券 等	76,748
組 合 出 資 金 (※)	159
合 計	80,054

※ 組合出資金については、時価算定会計基準適用指針第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 22. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	24,500	24,601	101
	短期社債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	そ の 他	36,350	36,357	7
	小 計	60,850	60,958	108
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	69,300	68,244	△ 1,055
	短期社債	-	-	-
	社 債	6,600	6,563	△ 36
	そ の 他	579,428	556,679	△ 22,748
	小 計	655,328	631,487	△ 23,840
合 計		716,178	692,446	△ 23,732

(注) 時価と貸借対照表計上額が同じものは、「時価が貸借対照表計上額を超えないもの」に含めております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類		貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差 額
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるもの	株 式		-	-	-
	債 券		373,212	371,278	1,934
		国 債	306,677	304,838	1,839
		地 方 債	17,285	17,278	7
		短期社債	-	-	-
		社 債	49,249	49,162	87
	そ の 他		388,195	364,115	24,079
	小 計		761,408	735,394	26,014
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えないも の	株 式		-	-	-
	債 券		1,515,021	1,554,637	△ 39,616
		国 債	235,239	235,592	△ 353
		地 方 債	187,177	190,798	△ 3,621
		短期社債	-	-	-
		社 債	1,092,604	1,128,245	△ 35,640
	そ の 他		403,790	406,679	△ 2,889
	小 計		1,918,811	1,961,316	△ 42,505
合 計			2,680,220	2,696,711	△ 16,491

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における時価により計上しております。

(注2) 取得原価・償却原価と貸借対照表計上額が同じものは、「貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの」に含めております。

(注3) 上表に、「その他の証券」中の市場価格のない株式等は含んでおりません。

19. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額 1,254,183 百万円 売却益 16,415 百万円 売却損 25,238 百万円

21. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価又は償却原価と比較して著しく下落しており、時価が取得原価又は償却原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（減損処理）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

- ・当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して 30%以上 50%未満下落かつ時価の

推移や発行会社の業況等が一定の要件に該当

- ・当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して 50%以上下落

22. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債 券	264,744	594,675	542,276	586,937
国 債	-	212,923	328,993	-
地 方 債	83,413	95,412	64,497	54,939
短期社債	-	-	-	-
社 債	181,330	286,339	148,786	531,998
そ の 他	84,877	626,876	73,728	389,234
合 計	349,622	1,221,551	616,004	976,171

23. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金銭の信託	-	51,951	-	51,951
有 価 証 券(※)				
国 債	541,916	-	-	541,916
地 方 債	-	189,497	14,965	204,463
社 債	-	1,131,625	10,229	1,141,854
株 式	-	-	-	-
外国証券	-	223,465	335,312	558,778
その他の証券	223,037	-	10,091	233,128
資 産 計	764,953	1,596,539	370,598	2,732,091
デリバティブ	-	-	-	-

(※) 有価証券には、時価算定会計基準適用指針第 24-3 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託は含めておりません。なお、決算日における貸借対照表計上額は 79 百万円であります。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
買入金銭債権	-	-	593,037	593,037
有 価 証 券				
地 方 債	-	92,845	-	92,845
社 債	-	6,563	-	6,563
貸 出 金	-	3,069,654	927,570	3,997,225
資 産 計	-	3,169,063	1,520,608	4,689,671
預 金	-	7,669,080	-	7,669,080
借 用 金	-	2,350,412	-	2,350,412
負 債 計	-	10,019,492	-	10,019,492

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 貸出金

会員外貸付金については、将来キャッシュ・フローを、金利リスク及び信用リスクを反映した割引率で割引いた割引現在価値を時価としており、また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。また、会員向け貸付金及び代理貸付金については、信用リスクを反映

した将来キャッシュ・フローを市場金利で割引いた価額を時価としております。なお、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(2) 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、上場株式、国債及びその他の証券のうち投資信託がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格又は将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。なお、算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

(3) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式指数等先物取引がこれに含まれます。また、店頭取引については、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデルにより算出した価額をもって時価としており、このうち、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(4) 金銭の信託

当該信託財産に関する報告書をもとに時価評価しております。

(5) 買入金銭債権

外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格をもとに時価評価しております。なお、算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

(6) 預金

預金のうち、要求払預金については、決算日に払戻請求された場合の払戻額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金については、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により時価を算定しており、その割引率は、市場金利を基礎として算出された新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。算出された時価は、いずれもレベル2の時価に分類しております。

(7) 借入金

借入金については、市場金利をインプットとするディスカウント・キャッシュ・フロー法により時価を算定しており、また、借入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし、いずれもレベル2に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区 分 (※)	期首残高	当期の損益	その他有価 証券評価差 額金	購 入 、 売 却、発行及 び決済の純 額	期末残高	当期の損益 に計上した額 のうち、貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 負債の評価損益
有 価 証 券						
その他有価証券						
地 方 債	32,046	△ 25	△ 737	△ 16,318	14,965	-
社 債	8,882	△ 32	△ 120	1,500	10,229	-
外国証券	241,337	25	439	93,509	335,312	-
その他の証券	-	-	91	10,000	10,091	-

(※) 当事業年度における「レベル3の時価からの振替」及び「レベル3の時価への振替」に該当する有価証券はありません。

(2) 時価の評価プロセスの説明

当会は経理担当部署において時価の算定に関する方針及び手続きを定めております。算定された時価については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認、他の第三者から入手した相場価格との比較や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

24. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

(1) 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	11,951	8

(2) 満期保有目的の金銭の信託の取扱いはありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超えるもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの
その他の金銭の信託	40,000	40,000	-	-	-

25. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 21,622

百万円含まれております。

融資に関連して担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は 323,360 百万円であり、この大半は再担保として差し入れております。

26. 借入金は、日本銀行による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援基金」及び「共通担保オペレーション」を利用して調達した日銀借入金 2,368,200 百万円であります。なお、この大半は当座貸越の形で会員信用組合に資金供給しております。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,772 百万円であります。この全額が、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当会の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当会が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当会内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 当期末の退職給付債務等は次のとおりであります。

退職給付債務	2,094 百万円
年金資産（時価）	△ 4,535 百万円
未積立退職給付債務	△ 2,441 百万円
未認識数理計算上の差異	768 百万円
未認識過去勤務費用	14 百万円
貸借対照表計上額の純額	△ 1,658 百万円
前払年金費用	1,658 百万円
退職給付引当金	- 百万円

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	246 百万円
有価証券評価差額金	4,604 百万円
投資損失引当金	5 百万円
土地の減損	1,312 百万円
有価証券の減損	10,444 百万円
その他	1,057 百万円

繰延税金資産小計 17,670 百万円

評価性引当額 △ 12,411 百万円

繰延税金資産合計 5,258 百万円

繰延税金負債

退職給付引当金	462 百万円
その他	18 百万円

繰延税金負債合計 481 百万円

繰延税金資産（負債）の純額 4,776 百万円

第 7 1 期（令和 6 年 9 月 3 0 日現在）貸借対照表

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）	百万円	（ 負 債 の 部 ）	百万円
現 金	22	預 金	7,709,220
預 け 金	2,428,533	当 座 預 金	61
コ ー ル ロ ー ン	50,000	普 通 預 金	767,900
買 入 金 銭 債 権	611,093	定 期 預 金	6,751,541
金 銭 の 信 託	51,979	保 障 基 金 定 期 預 金	100,416
有 価 証 券	2,906,695	そ の 他 の 預 金	89,299
国 債	696,569	借 用 金	2,146,600
地 方 債	233,649	借 入 金	2,146,600
社 債	995,231	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	175,961
株 式	3,146	外 国 為 替	16
外 国 証 券	733,812	未 払 外 国 為 替	16
そ の 他 の 証 券	244,285	そ の 他 負 債	32,908
貸 出 金	4,180,103	未 払 費 用	7,239
証 書 貸 付	2,273,296	未 払 法 人 税 等	1,773
当 座 貸 越	1,894,966	前 受 収 益	538
代 理 貸 付 金	11,840	先 物 取 引 差 金 勘 定	241
外 国 為 替	452	金 融 派 生 商 品	1,075
外 国 他 店 預 け	452	リ ー ス 債 務	3
そ の 他 資 産	79,453	未 払 金	20,007
長 期 出 資 金	100	そ の 他 の 負 債	2,029
前 払 費 用	56	賞 与 引 当 金	360
未 収 収 益	5,322	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	103
先 物 取 引 差 金 勘 定	2,264	負債の部合計	10,065,170
金 融 派 生 商 品	820	（ 純 資 産 の 部 ）	
金融商品等差入担保金	52	出 資 金	118,875
そ の 他 の 資 産	70,838	普 通 出 資 金	88,855
有 形 固 定 資 産	12,727	優 先 出 資 金	30,020
建 物	5,648	資 本 剰 余 金	30,020
土 地	5,940	資 本 準 備 金	30,020
リ ー ス 資 産	2	利 益 剰 余 金	148,990
建 設 仮 勘 定	700	利 益 準 備 金	27,800
その他の有形固定資産	436	そ の 他 利 益 剰 余 金	121,190

無 形 固 定 資 産	1,362	特 別 積 立 金	113,450
ソ フ ト ウ ェ ア	105	当 期 未 処 分 剰 余 金	7,740
ソフトウェア仮勘定	1,189	会 員 勘 定 合 計	297,886
その他の無形固定資産	66	その他有価証券評価差額金	△ 28,721
前 払 年 金 費 用	1,839	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	284
繰 延 税 金 資 産	11,186	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 28,436
貸 倒 引 当 金	△ 820	純資産の部合計	269,449
(うち個別貸倒引当金)	△ 764		
投 資 損 失 引 当 金	△ 10		
資産の部合計	10,334,619	負債及び純資産の部合計	10,334,619

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、但し市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（但し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～60 年

その他 3 年～20 年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建ての資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第 4 号 2022 年 4 月 14 日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

す。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行体の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支払見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、退職給付見込額の期間帰属方法並びに過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約毎に識別した履行義務の充足状況に基づき認識しております。

役務取引等収益のうち為替業務収益は、主として内国為替に基づく送金手数料から構成され、決済完了時点で履行義務を充足し、収益を認識しております。

役務取引等収益のうち資金中継業務収益は、主として会員信用組合が収納した公共料金・掛金などの資金を取りまとめて、当該企業に一括して納付する役務の対価であり、納付時点で履行義務を充足し、収益を認識しております。

役務取引等収益のうち証券関連業務収益は、主として投資信託委託会社との契約に基づく信託報酬で構成され、サービス提供期間にわたって履行義務が充足するにつれて、当会が請求する権利を有する金額で収益を認識しております。

役務取引等収益のうち預金・貸出業務収益は、主として貸出関連業務手数料で構成され、顧客との取引日の時点で履行義務を充足し、収益を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

一部の債券（其他有価証券）に係る金利リスクの相殺を目的に、個別ヘッジを実施しております。

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針（企業会計基準委員会移管指針第9号 2024年9月13日。以下、「金融商品会計実務指針」という。）に基づいて、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価差額の認識時点をヘッジ対象である資産の損益認識時点と同一にする繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

9. 投資信託の解約損益の会計処理

投資信託の解約益については、損益計算書上「有価証券利息配当金」に計上しております。また、解約損については、「国債等債券償還損」に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度末の計算書類に計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は次のとおりであります。

1. 優先出資証券等の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

該当ありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

優先出資証券等の評価について、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日。以下、「金融商品会計基準」という。）第21項及び「金融商品会計実務指針」第92項の定めに従い、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1口当たりの純資産額を算定したうえで、この1口当たりの純資産額に所有口数を乗じた金額をもって実質価額としております。

また、当該実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）し、実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下したとき又は実質価額が著しく低下したものの、その回復可能性が見込めると判断して減損処理を行わなかったときには、健全性の観点から、評価差額に対して投資損失引当金を計上しております。

なお、実質価額が「著しく低下したとき」とは、当事業年度末における実質価額が取得原価と比較して50%以上低下した場合をいい、実質価額が「ある程度低下したとき」とは、当事業年度末における実質価額が取得原価と比較して30%以上50%未満低下した場合をいいます。

② 主要な仮定

優先出資証券等の実質価額の見積りに係る主要な仮定は出資先の財政状態であり、財政状態として一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則とし

て資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

出資先の業績は、出資先が属する地域経済や金融環境の変化など、様々な要因により変動する可能性があり、見積りに用いた主要な仮定の変化により、翌事業年度の計算書類における減損処理額及び投資損失引当金は増減する可能性があります。

注記事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－ 百万円
危険債権額	16,422 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	－ 百万円
合計額	16,422 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 貸出金には、一般債権に対する返済よりも元利金の返済が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 26,532 百万円が含まれております。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（企業会計基準委員会移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、43,370 百万円であります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額 9,756 百万円
6. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,269 百万円
7. 「有価証券」中の社債には、一般債権に対する返済よりも元利金の返済が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債 146,259 百万円が含まれております。
8. 出資一口当たりの純資産額 235,673 円 16 銭
9. 理事及び監事が代表者をつとめる信用組合等との間の取引による理事及び監事が代表者をつとめる

信用組合等に対する金銭債権総額 173,076 百万円

10. 理事及び監事が代表者をつとめる信用組合等との間の取引による理事及び監事が代表者をつとめる信用組合等に対する金銭債務総額 - 百万円

11. 子会社等の株式（及び出資）総額 2,851 百万円

12. 子会社等に対する金銭債権総額 5,876 百万円

13. 子会社等に対する金銭債務総額 1,271 百万円

14. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両、電子計算機等についてはリース契約により使用しております。

15. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 2,532,832 百万円

貸出金 1,475,262 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 175,961 百万円

借入金 2,146,600 百万円

上記のほか、公金取扱い、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 27 百万円、有価証券 12,154 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 5 百万円及び中央清算機関差入証拠金は 70,000 百万円であります。

16. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

① 資金調達方針、運用方針及びその手段

当会は、信用組合が協同で設立した系統中央金融機関であり、主に会員である信用組合の支払準備資金や余裕資金を預金として調達するほか、資金の一時的・季節的な変動の平準化等、効率的な資金運用を行うため、短期金融市場から直接調達しております。

調達資金は、信用組合の地域的・季節的な資金需要等に応じて融資するほか、信用組合の組合員に対する代理貸付や、事業法人等に対するシンジケートローンや債権譲受など信用組合以外への融資を行っております。また、当会は国内の機関投資家として、短期金融市場ではコールローンや譲渡性預け金等、債券市場では国債、社債並びに外国債券等への投資を行っております。

② 金融資産及び金融負債取扱業務の内容

主として金利変動の影響を受ける金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による価格の変化をコントロールするために資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

金融負債は、その大部分を会員である信用組合からの預金が占めており、預金の種類としては、当座預金・普通預金・定期預金などがあります。

金融資産の運用にあたっては、ALM委員会で協議のうえ決定された資金配分等に基づき、各種貸付や国債、社債並びに外国債券等への投資のほか、分散投資の観点から投資信託等への投

資を行い、効率的なポートフォリオの構築を目指しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する主な金融資産は、会員貸付と会員外貸付並びに有価証券です。

会員貸付には、信用組合の地域的・季節的な資金需要に応じて融資する一般貸付、信用組合の経営基盤強化など特定の目的に応じて貸付を行う制度貸付があります。また、会員外貸付には事業法人等に対するシンジケートローンや債権譲受などの直接貸付、信用組合を窓口として信用組合の組合員に融資する代理貸付があります。これらの貸付については、金利リスク、貸付先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、国債、社債並びに外国債券等で運用しており、これに加えて、投資信託等への投資を行っております。これらは、発行体等の信用リスク、金利リスク、価格変動リスク、流動性リスクに晒されております。

当会が保有する金融負債は、信用組合から受け入れている預金を中心であり、定期預金がその大部分を占めております。これらは、金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、国債店頭オプション、国債先物、国債先物オプション、株価指数先物、株価指数オプション取引、金利スワップ等があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① リスク管理体制

当会は、金融商品に係る各リスクを適切に把握・管理することにより経営の健全性を維持するとともに、リスクに見合った収益の確保に努めております。

具体的には、理事会においてリスク管理に関する基本的な考え方を「リスク管理方針」に定め、理事長はこの方針に基づいて業務を統括し、リスク管理に係る必要な指示を行っております。

また、原則として業務執行部署から独立した各リスク統括管理部署がそれぞれのリスクを把握・管理し、これを統一的リスク管理部署が統一的に把握・管理しております。また、統一的・信用・市場及び流動性リスクはALM委員会が組織横断的に評価・検討することで、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性の確保に努めております。

② 信用リスクの管理

ア. 管理方針

当会では、信用リスクが顕在化した場合の損失が事業計画に則った戦略目標の達成に重大な影響を与えるとの認識のもと、理事会において「与信リスク管理基本方針（クレジットポリシー）」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、「信用リスク管理規程」に則り、信用リスクを適正に把握・管理する体制を構築しております。

イ. 管理方法

信用リスクの管理対象を会員信用組合及びその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、さらには、社債等の市場運用に伴って信用を供与する全ての取引とし、信用リスクの計量化担当部署は、それら資産に係る信用リスク量をVaR法により計測のうえ、リスク資本率と比較・検証を行い、ALM委員会に報告しております。

また、貸出等の与信判断においては、与信先等の信用格付を実施し、定期的な見直し等による事後管理の徹底を通じて、信用リスクを早期かつ適正に把握・管理するとともに、厳正

な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性の確保に努めております。

このほか、信用格付別に与信上限を設定のうえ与信状況を把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めております。

③ 市場リスクの管理

ア. 管理方針

当会では、「市場リスク管理規程」等に則り、市場リスクの統括管理部署が資産・負債全体の市場リスク量をV a R法により計測し、市場リスク量が経営体力と比較し適切な水準にあるかモニタリングを実施しております。

イ. 管理方法

a. 金利リスク

金利リスクを含む市場リスク全体をV a R法により計測してリスク量の上限管理を行うとともに、金利リスクについては、金利感応度による分析（デュレーション分析、B P V分析、Δ E V Eに基づく分析）や、マクロ・市場環境に即し場合分けした複数の金利シナリオに基づくシミュレーションを行い、収益・リスクテイク・自己資本の状況を、月次でA L M委員会に報告・協議・検討を行うことにより適切なリスクコントロールに努めております。

b. 価格変動リスク

価格変動リスクを伴う株式や投資信託等についてもV a R法によりリスク量を把握し、経営体力と比較し適切な水準にあるかモニタリングを実施しております。

ウ. 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクの管理対象をA L M業務、株式等純投資業務、ディーリング業務及び政策投資業務とし、V a Rは、以下の前提条件に基づき、分散共分散法により算出しております。

対象業務	主な金融商品	観測期間	保有期間	信頼区間
ALM業務	預金、貸出金、債券	482※ ¹ 営業日	3か月※ ¹	2.33 標準偏差 (=片側 99.0%)
株式等純投資業務	株式、投資信託			
ディーリング業務	株式、債券・株価指数先物、 各オプション		1か月	
政策投資業務	株式		1年	

※1 一部投資信託等を除く

なお、オプション取引については、ヒストリカルシミュレーション法を採用しており、分散共分散法で算出したリスク量と単純合算しております。

決算日現在で、当会の市場リスク量は次のとおりであります。

(単位：百万円)

対 象 業 務	リ ス ク 量
ALM業務	60,644
株式等純投資業務	20,884
ディーリング業務	1,142
政策投資業務	-
市場リスク合計	61,880 ^{※2}

※2 市場リスク合計は、業務別リスク量の相関考慮後の値

また、当会では、計測モデルが算出するV a Rと損益を比較するバックテストを実施し、リスク計測モデルの信頼性は問題ないものと認識しております。但し、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量となっており、通常では考えられないほど市場環境が急変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があることから、市場急変時のストレス損失額のモニタリングを行い、V a Rのみで把握できないリスクもきめ細かく管理する態勢としております。

④ 資金調達に係る流動性リスク

当会では、中期的な資金繰り及び担保繰りについては、資金調達・運用計画に基づく見通しを作成・検証のうえ、月次でALM委員会に報告しております。

足元の資金繰りについては、日々の資金繰りにかかる管理指標に基づき管理しております。

なお、経済や市場等の外部環境などの急変により流動性危機の発生が予想される場合は、対応策を協議するため、緊急会議を招集する等機動的な態勢としております。

(4) 金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

17. 金融商品の時価等に関する事項

決算日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する科目及び重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

勘 定 科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)買入金銭債権			
①満期保有目的の債券	611,093	583,941	△ 27,152
②その他有価証券	－	－	－
	611,093	583,941	△ 27,152
(2)金銭の信託			
①運用目的の金銭の信託	11,979	11,979	－
②その他の金銭の信託	40,000	40,000	－
	51,979	51,979	－
(3)有価証券			
①満期保有目的の債券	268,088	268,342	254
②その他有価証券(※1)	2,558,545	2,558,545	－
	2,826,633	2,826,888	254
(4)貸出金	4,180,103		
貸倒引当金(※2)	△ 820		
	4,179,282	4,157,561	△ 21,721
資産計	7,668,990	7,620,370	△ 48,619
(1)預金	7,709,220	7,698,419	△ 10,800
(2)借用金	2,146,600	2,127,245	△ 19,354
負債計	9,855,820	9,825,665	△ 30,154
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(649)	(649)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	394	394	－
デリバティブ取引計	(255)	(255)	－

(※1) その他有価証券には、時価算定会計基準適用指針第 24-3 項の定めにより基準価額を時価とみなす取扱いを適用している投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※3) 金融派生商品に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目は()で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の決算日における貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。なお、市場価格のない株式等について、当事業年度における減損処理はありません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 及び関連法人等株式	2,851
非 上 場 株 式	294
優 先 出 資 証 券 等	76,748
組 合 出 資 金 (※)	166
合 計	80,061

※ 組合出資金については、時価算定会計基準適用指針第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 22. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	172,188	173,808	1,619
	地 方 債	15,500	15,548	48
	短期社債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	そ の 他	17,200	17,204	4
	小 計	204,888	206,560	1,672
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	73,800	72,437	△ 1,362
	短期社債	-	-	-
	社 債	6,600	6,548	△ 51
	そ の 他	593,893	566,737	△ 27,156
	小 計	674,293	645,723	△ 28,570
合 計		879,181	852,284	△ 26,897

(注) 時価と貸借対照表計上額が同じものは、「時価が貸借対照表計上額を超えないもの」に含めております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差 額
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	15,339	15,328	11
	国 債	-	-	-
	地 方 債	330	328	2
	短期社債	-	-	-
	社 債	15,008	15,000	8
	そ の 他	287,086	275,490	11,595
	小 計	302,426	290,818	11,607
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えないも の	株 式	-	-	-
	債 券	1,642,023	1,689,081	△ 47,058
	国 債	524,381	526,760	△ 2,379
	地 方 債	144,018	148,261	△ 4,242
	短期社債	-	-	-
	社 債	973,623	1,014,059	△ 40,435
	そ の 他	614,096	618,491	△ 4,395
	小 計	2,256,119	2,307,573	△ 51,453
合 計		2,558,545	2,598,392	△ 39,846

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における時価により計上しております。

(注2) 取得原価・償却原価と貸借対照表計上額が同じものは、「貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの」に含めております。

(注3) 上表に、「その他の証券」中の市場価格のない株式等は含んでおりません。

19. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額 370,829 百万円 売却益 5,147 百万円 売却損 4,445 百万円

21. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価又は償却原価と比較して著しく下落しており、時価が取得原価又は償却原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（減損処理）しております。

当事業年度における減損処理額は、16 百万円（投資損失引当金目的使用前）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

・当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して 30%以上 50%未満下落かつ時価

の推移や発行会社の業況等が一定の要件に該当

- ・当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して 50%以上下落

22. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債 券	106,334	655,091	657,316	496,708
国 債	-	299,427	397,142	-
地 方 債	30,229	87,358	63,165	52,896
短期社債	-	-	-	-
社 債	76,104	278,305	197,009	443,811
そ の 他	65,563	816,050	86,131	377,265
合 計	171,897	1,481,141	743,447	873,973

23. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金銭の信託	-	51,979	-	51,979
有 価 証 券(※1)				
国 債	524,381	-	-	524,381
地 方 債	-	129,941	14,408	144,349
社 債	-	978,436	10,194	988,631
株 式	-	-	-	-
外国証券	-	185,654	548,095	733,750
その他の証券	157,353	-	10,017	167,370
資 産 計	681,734	1,346,012	582,715	2,610,462
デリバティブ(※2)	(649)	-	394	(255)

(※1) 有価証券には、時価算定会計基準適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託は含めておりません。なお、決算日における貸借対照表計上額は62百万円であります。

(※2) 金融派生商品に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目は()で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
買入金銭債権	-	-	583,941	583,941
有 価 証 券				
国 債	173,808	-	-	173,808
地 方 債	-	87,986	-	87,986
社 債	-	6,548	-	6,548
貸 出 金	-	3,413,850	743,710	4,157,561
資 産 計	173,808	3,508,384	1,327,652	5,009,845
預 金	-	7,698,419	-	7,698,419
借 用 金	-	2,127,245	-	2,127,245
負 債 計	-	9,825,665	-	9,825,665

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 貸出金

会員外貸付金については、将来キャッシュ・フローを、金利リスク及び信用リスクを反映した割引率で割引いた割引現在価値を時価としており、また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。また、会員向け貸付金及び代理貸付金については、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを市場金利で割引いた価額を時価としております。なお、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(2) 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、上場株式、国債及びその他の証券のうち投資信託がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格又は将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。なお、算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

(3) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式指数等先物取引がこれに含まれます。また、店頭取引については、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデルにより算出した価額をもって時価としており、このうち、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(4) 金銭の信託

当該信託財産に関する報告書をもとに時価評価しております。

(5) 買入金銭債権

外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格をもとに時価評価しております。なお、算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

(6) 預金

預金のうち、要求払預金については、決算日に払戻請求された場合の払戻額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金については、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により時価を算定しており、その割引率は、市場金利を基礎として算出された新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。算出された時価は、いずれもレベル2の時価に分類しております。

(7) 借入金

借入金については、市場金利をインプットとするディスカウント・キャッシュ・フロー法により時価を算定しており、また、借入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし、いずれもレベル2に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区 分 (※1)	期首残高	当期の損益	その他有価 証券評価差 額金	購 入 、 売 却、発行及 び決済の純 額	期末残高	当期の損益 に計上した額 のうち、貸借 対照表日にお いて保有す る金融資産 及び負債の 評価損益
有 価 証 券						
その他有価証券						
地 方 債	14,965	△ 0	△ 126	△ 429	14,408	-
社 債	10,229	△ 16	△ 17	-	10,194	-
外国証券	335,312	17	△ 2,234	215,000	548,095	-
その他の証券	10,091	-	△ 74	-	10,017	-
デリバティブ(※2)	-	-	-	394	394	-

(※1) 当事業年度における「レベル3の時価からの振替」及び「レベル3の時価への振替」に該当する有価証券はありません。

(※2) 金融派生商品に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目は（ ）で表示しております。

(2) 時価の評価プロセスの説明

当会は経理担当部署において時価の算定に関する方針及び手続きを定めております。算定された時価については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認、他の第三者から入手した相場価格との比較や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

24. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

(1) 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	11,979	28

(2) 満期保有目的の金銭の信託の取扱いはありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの
その他の金銭の信託	40,000	40,000	-	-	-

25. 融資に関連して担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は 321,685 百万円であり、この大半は再担保として差し入れております。

26. 借入金は、日本銀行による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」、「貸出支援基金」及び「共通担保オペレーション」を利用して調達した日銀借入金 2,146,600 百万円であります。なお、この大半は当座貸越の形で会員信用組合に資金供給しております。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,700 百万円であります。この全額が、原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当会の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当会が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当会内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

特記事項

この貸借対照表及び損益計算書は、「協同組合による金融事業に関する法律」第 5 条の 7 第 1 項に規定する計算書類ではないことから、同法第 5 条の 8 第 3 項の規定に基づく会計監査人等の監査を受けておりません。

第70期

令和5年4月 1日から

令和6年3月31日まで

損益計算書

令和6年5月 2日 作成

令和6年6月13日 備付

東京都中央区京橋1-9-5

全国信用協同組合連合会

理事長 北 村 信

科 目						金 額				
						千円				
経	常				収	益	53,137,340			
資	金	運	用	収	益		33,066,267			
貸		出		金	利	息	2,930,174			
預		け		金	利	息	4,200,339			
コ	ー	ル	ロ	ー	ン	利	息	2,880		
有	価	証	券	利	息	配	当	金	22,879,827	
そ	の	他	の	受	入	利	息		3,053,044	
役	務	取	引	等	収	益			2,840,570	
受	入	為	替	手	数	料			13,147	
そ	の	他	の	受	入	手	数	料	2,467,620	
そ	の	他	の	役	務	収	益		359,803	
そ	の	他	業	務	収	益			15,921,363	
外	国	為	替	売	買	益			8,610	
国	債	等	債	券	売	却	益		15,905,852	
そ	の	他	の	業	務	収	益		6,899	
そ	の	他	経	常	収	益			1,309,138	
貸	倒	引	当	金	戻	入	益		44,880	
株	式	等	売	却	益				509,295	
金	銭	の	信	託	運	用	益		489,707	
そ	の	他	の	経	常	収	益		265,254	
経	常				費	用	50,979,256			
資	金	調	達	費	用				11,177,218	
預		金		利	息				8,689,467	
借		用		金	利	息			137,832	
コ	ー	ル	マ	ネ	ー	利	息		△366,458	
債	券	貸	借	取	引	支	払	利	息	22,081
そ	の	他	の	支	払	利	息			2,694,295

役 務 取 引 等 費 用	4 0 4, 6 7 8
支 払 為 替 手 数 料	1 3, 0 4 0
そ の 他 の 支 払 手 数 料	3 1 8, 5 2 0
そ の 他 の 役 務 費 用	7 3, 1 1 7
そ の 他 業 務 費 用	2 9, 2 7 6, 3 9 5
国 債 等 債 券 売 却 損	2 5, 2 3 8, 8 3 8
金 融 派 生 商 品 費 用	4, 0 2 4, 8 8 0
そ の 他 の 業 務 費 用	1 2, 6 7 6
経 費	8, 0 5 1, 9 0 7
人 件 費	3, 9 3 0, 6 3 7
物 件 費	3, 6 7 3, 2 5 2
税 金	4 4 8, 0 1 7
そ の 他 経 常 費 用	2, 0 6 9, 0 5 7
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	1 9, 7 6 2
株 式 等 償 却	9 5 7, 0 3 5
合 併 支 援 負 担 金	8 3 4, 0 0 0
そ の 他 の 経 常 費 用	2 5 8, 2 5 9
経 常 利 益	2, 1 5 8, 0 8 3
特 別 損 失	1 0, 6 6 8
固 定 資 産 処 分 損	1 0, 6 6 8
税 引 前 当 期 純 利 益	2, 1 4 7, 4 1 5
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3 7 6, 3 8 5
法 人 税 等 調 整 額	2 4 0, 5 4 4
法 人 税 等 合 計	6 1 6, 9 2 9
当 期 純 利 益	1, 5 3 0, 4 8 5
繰 越 金（ 当 期 首 残 高 ）	3, 1 5 0, 9 7 1
当 期 未 処 分 剰 余 金	4, 6 8 1, 4 5 6

注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 161,270 千円
子会社等との取引による費用総額 318,889 千円
- 出資一口当たり当期純利益金額 1,469 円 57 銭
- 「その他の支払利息」は、日本銀行による「地域金融強化のための特別当座預金制度」を利用して同行から受領した特別付利の利息相当額を、制度参加信用組合に対して支払う利息 2,694,295 千円であります。
- 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。なお、次表には金融商品会計基準等に基づく収益も含めておりますが、臨時的に生じる収益については、通常の営業活動により生じ

る財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益には該当しないため記載しておりません。また、収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

(単位：千円)

区 分	損益計算書計上額
経常収益	53,137,340
うち役務取引等収益	2,840,570
為 替 業 務	13,147
資 金 中 継 業 務	329,452
証 券 関 連 業 務	242,756
預 金・貸 出 業 務	45,674
そ の 他	2,209,539

6. 「合併支援負担金」には、全国信用組合保障基金機構の負担額 417,000 千円が含まれております。

第 7 1 期

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 6 年 9 月 3 0 日まで

損益計算書

科 目						金 額				
						千円				
経	常	収	益			25,716,756				
資	金	運	用	収	益	18,211,414				
貸	出	金	利	息		2,404,022				
預	け	金	利	息		3,040,315				
コ	ー	ル	ロ	ー	ン	利	息	11,879		
有	価	証	券	利	息	配	当	金	11,111,505	
そ	の	他	の	受	入	利	息		1,643,690	
役	務	取	引	等	収	益			1,767,166	
受	入	為	替	手	数	料			6,479	
そ	の	他	の	受	入	手	数	料	1,570,704	
そ	の	他	の	役	務	収	益		189,983	
そ	の	他	業	務	収	益			4,771,973	
外	国	為	替	売	買	益			1,984	
国	債	等	債	券	売	却	益		4,247,541	
金	融	派	生	商	品	収	益		520,900	
そ	の	他	の	業	務	収	益		1,547	
そ	の	他	経	常	収	益			966,202	
貸	倒	引	当	金	戻	入	益		26,157	
投	資	損	失	引	当	金	戻	入	益	6,035
株	式	等	売	却	益				899,965	
金	銭	の	信	託	運	用	益		28,323	
そ	の	他	の	経	常	収	益		5,720	
経	常	費	用			16,851,972				
資	金	調	達	費	用	7,061,423				
預	金	利	息			5,778,476				
借	用	金	利	息			80,416			
債	券	貸	借	取	引	支	払	利	息	49,789
金	利	ス	ワ	ッ	プ	支	払	利	息	134,125
そ	の	他	の	支	払	利	息			1,018,614
役	務	取	引	等	費	用			198,548	

支 払 為 替 手 数 料	4, 5 6 9
そ の 他 の 支 払 手 数 料	1 6 5, 0 4 9
そ の 他 の 役 務 費 用	2 8, 9 2 9
そ の 他 業 務 費 用	4, 4 6 1, 1 0 0
国 債 等 債 券 売 却 損	4, 4 4 5, 7 1 1
国 債 等 債 券 償 却	1 3, 0 2 7
そ の 他 の 業 務 費 用	2, 3 6 1
経 費	4, 0 7 7, 8 0 3
人 件 費	1, 8 6 4, 5 2 9
物 件 費	1, 9 5 8, 7 1 4
税 金	2 5 4, 5 5 9
そ の 他 経 常 費 用	1, 0 5 3, 0 9 6
そ の 他 の 経 常 費 用	1, 0 5 3, 0 9 6
経 常 利 益	8, 8 6 4, 7 8 3
特 別 利 益	—
特 別 損 失	7, 0 4 2
固 定 資 産 処 分 損	7, 0 4 2
税 引 前 当 期 純 利 益	8, 8 5 7, 7 4 1
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2, 4 7 9, 7 6 7
法 人 税 等 調 整 額	—
法 人 税 等 合 計	2, 4 7 9, 7 6 7
当 期 純 利 益	6, 3 7 7, 9 7 4
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	1, 3 6 2, 5 3 7
当 期 未 処 分 剰 余 金	7, 7 4 0, 5 1 1

注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 86,392 千円
子会社等との取引による費用総額 263,655 千円
- 出資一口当たり当期純利益金額 7,177 円 88 銭
- 「その他の支払利息」は、日本銀行による「地域金融強化のための特別当座預金制度」を利用して同行から受領した特別付利の利息相当額を、制度参加信用組合に対して支払う利息 1,018,614 千円であります。
- 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。なお、次表には金融商品会計基準等に基づく収益も含めておりますが、臨時的に生じる収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益には該当しないため記載しておりません。また、収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

(単位：千円)

区 分	損益計算書計上額
経常収益	25,716,756
うち役務取引等収益	1,767,166
為 替 業 務	6,479
資 金 中 継 業 務	157,703
証 券 関 連 業 務	129,614
預 金・貸 出 業 務	38,084
そ の 他	1,435,284

(参考) 単体自己資本比率

(単位: 百万円、%)

項目	当期末	
		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	291,508	
うち、出資金及び資本剰余金の額	148,895	
うち、利益剰余金の額	145,331	
うち、外部流出予定額 (△)	2,718	
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	80	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	80	
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第6項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第7項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	291,588	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額	784	
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	784	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額	1,195	
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	60,203	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	62,183	
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	229,405	

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,225,833	
資産（オン・バランス）項目	1,218,937	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス取引等項目	6,895	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	40,469	
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（二）	1,266,302	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	18.11	%

- (注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用協同組合連合会が記載するものとする。
2. 本表における項目の内容については、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）における別紙様式第1号に従うものとする。
3. 自己資本比率告示第5条第4項に規定する他の金融機関等の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：百万円)	
区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	89,164
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	75,221
その他外部TLAC関連調達手段	—
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	—
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	—

4. 大口与信の基準となる自己資本の額（自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額）（単位：百万円）

229,405
1
1

5. 信用リスクに関する記載：（標準的手法採用組合等＝1、基礎的内部格付手法採用組合等＝2、先進的内部格付手法採用組合
6. オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用＝1、粗利益配分手法を使用＝2、先進的計測手法を使用＝3）
7. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

(参考) 単体自己資本比率

(単位: 百万円、%)

項目	当期末	
		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	297,886	
うち、出資金及び資本剰余金の額	148,895	
うち、利益剰余金の額	148,990	
うち、外部流出予定額(△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	55	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	55	
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	297,942	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	981	
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	981	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額	1,325	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	54,658	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	56,966	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	240,976	

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,210,532	
資産（オン・バランス）項目	1,202,070	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス取引等項目	7,392	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1,020	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	58	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	40,469	
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（二）	1,251,001	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	19.26	%

- (注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用協同組合連合会が記載するものとする。
2. 本表における項目の内容については、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）における別紙様式第1号に従うものとする。
3. 自己資本比率告示第5条第4項に規定する他の金融機関等の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：百万円)	
区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	84,221
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	75,203
その他外部TLAC関連調達手段	—
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	—
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	—

4. 大口与信の基準となる自己資本の額（自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額）（単位：百万円）

240,976
1
1

5. 信用リスクに関する記載：（標準的手法採用組合等＝1、基礎的内部格付手法採用組合等＝2、先進的内部格付手法採用組合
6. オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用＝1、粗利益配分手法を使用＝2、先進的計測手法を使用＝3）
7. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

剰余金処分案

第70期 { 令和 5 年4月 1 日から
令和 6 年3月31日まで

全国信用協同組合連合会

科 目	金 額 (円)
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,681,456,688
剰 余 金 処 分 額	3,318,919,013
利 益 準 備 金	600,000,000
普通出資に対する配当金	2,494,236,000
優先出資に対する配当金	224,683,013
特 別 積 立 金	0
繰越金（当期末残高）	1,362,537,675

- (注) 1. 普通出資に対する配当は、平成31年1月発行分以外が額面に対して年4.00%の割合、平成31年1月発行分が額面に対して年1.35%の割合。
2. 優先出資に対する配当は、第1回から第5回発行分が額面に対して年0.40%の割合、第6回発行分及び第7回発行分が額面に対して年1.10%の割合、第8回発行分が額面に対して年1.16%の割合、第9回発行分が額面に対して年1.22%の割合、第10回発行分が額面に対して年1.44%の割合、第11回発行分が額面に対して年0.04%の割合。

計表ID	FN209	Ver.201903
基準日(西暦年/月)	2024	12
金融機関コード	2010	
金融機関名	全国信用協同組合連合会	

別紙様式1-1

日 計 表
(令和6年12月末現在)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	21,823,218	預 金	7,586,357,333,215
現 金 (うち小切手・手形)	21,823,218	当 座 預 金	68,706,281
外 国 金 通 貨		普 通 預 金	674,658,316,068
預 け 金	2,523,606,429,472	通 知 預 金	
預 け 金	2,523,606,429,472	為 替 決 済 預 り 金	8,975,703,914
譲 渡 性 預 け 金		別 段 預 金	31,634,007,780
買 入 手 形		[小 計]	715,336,734,043
コ ー ル 口	30,000,000,000	定 期 預 金	6,770,580,804,270
買 入 先 勤 定 金		積 立 定 期 預 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		保 障 基 金 定 期 預 金	100,416,600,000
買 入 金 銭 債 権	589,426,009,204	[小 計]	6,870,997,404,270
金 銭 の 信 託	52,000,000,000	非 居 住 者 円 預 金	
有 価 証 券	3,094,283,621,744	外 貨 預 金	23,194,902
国 債	876,961,869,653	[小 計]	23,194,902
地 方 債	236,931,637,179	譲 渡 性 預 金	
短 期 社 債		借 用 預 金	1,986,800,000,000
(公 社 公 団 債)	1,021,720,708,601	組 合 短 期 資 金	
(公 金 融 債)	557,466,805,197	借 入 金	1,986,800,000,000
(そ の 他 社 債)	74,801,652,094	当 座 借 越 金	
株 式	389,452,251,310	再 割 引 手 形	
貸 付 信 託	3,146,306,580	売 渡 手 形	
投 資 信 託	138,551,599,534	コ ー ル マ ネ	
外 国 証 券	741,128,635,458	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	549,278,903,490
そ の 他 の 証 券	75,842,864,739	預 託 金	
貸 出 金	4,059,496,753,156	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ ー	
(うち金融機関貸付金)	1,879,311,066,739	外 国 為 替	20,476,100
割 引 手 形 貸 付		外 国 他 店 預 り	
証 書 貸 付 越 越	2,301,996,482,463	外 国 他 店 借 越	
当 座 貸 付 越 越	1,746,502,214,149	売 渡 外 国 為 替	
特 別 預 託 金		未 払 外 国 為 替	20,476,100
代 理 貸 付 金	10,998,056,544	そ の 他 の 負 債	11,375,849,515
代 理 店 勤 定 金		未 決 済 為 替 借 借	
再 預 託 金		未 払 法 人 費 税 等	6,541,523,376
外 国 為 替	549,855,060	未 受 収 益	2,118,200
外 国 他 店 預 け 金	549,855,060	未 払 配 当 金	60,859,443
外 国 他 店 借 入		未 払 戻 未 済 持 分	
買 入 外 国 為 替		職 員 預 り 金	
取 立 外 国 為 替		先 物 取 引 受 入 証 拠 金	
そ の 他 の 資 産	74,599,462,905	先 物 取 引 差 金 勘 定	
未 決 済 為 替 貸 金		借 入 有 価 証 券	
長 期 出 資 金	100,000,000	売 付 付 債	
前 払 費 用 益	3,288,849,050	金 融 派 生 商 品	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	2,586,000,000
先 物 取 引 差 入 勘 定		リ ー ス 債 務	7,860,600
保 管 有 価 証 券 等		資 産 除 去 債 務	
金 融 派 生 商 品		仮 受 金	2,143,936,856
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金		そ の 他 の 負 債	33,551,040
リ ー ス 投 資 資 産		本 支 店 勤 定 金	
仮 払 金	874,924,800	代 理 業 務 勘 定 金	
そ の 他 の 資 産	70,335,689,055	賞 与 引 当 金	376,515,025
有 形 固 定 資 産	13,048,508,694	役 員 賞 与 引 当 金	
建 物	5,799,298,450	退 職 給 付 引 当 金	
土 地	5,940,252,295	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	89,042,077
リ ー ス 資 産	10,513,300	そ の 他 の 引 当 金	
建 設 仮 勘 定	759,922,083	特 別 法 上 の 引 当 金	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	539,522,566	繰 延 税 金 負 債	481,963,945
前 払 年 金 費 用	1,996,202,640	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
無 形 固 定 資 産	1,646,993,823	債 務 保 証	
ソ フ ト ウ ェ ア	175,772,328	負 債 計	10,134,780,083,367
の り ー ス 資 産		純 資 産	291,508,437,675
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,471,221,495	出 資 金	118,875,900,000
繰 延 税 金 資 産	654,008,488	普 通 出 資 金	88,855,900,000
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		優 先 出 資 金	30,020,000,000
債 務 保 証 見 返 金		優 先 出 資 申 込 証 拠 金	
貸 倒 引 当 金	846,945,208	資 本 剰 余 金	30,020,000,000
(うち個別貸倒引当金)	766,700,073	資 本 準 備 金	
そ の 他 の 引 当 金	19,762,972	そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	142,612,537,675
		利 益 準 備 金	27,800,000,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	114,812,537,675
		特 別 積 立 金	113,450,000,000
		(うち目的積立金)	
		繰 越 金	1,362,537,675
		未 処 分 剰 余 金	
		自 己 優 先 出 資 金	
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		負 債 及 び 純 資 産 計	10,426,288,521,042
		期 中 損 益	14,174,439,182
合 計	10,440,462,960,224	合 計	10,440,462,960,224

店舗数(店舗)	8
出資口数(口)	1,163,759
会員数(組合)	143

常勤役員数(人)	346
(うち役員(人))	7
(うち男性職員(人))	214
(うち女性職員(人))	125

計表ID	FN210	Ver.201903
基準日(西暦年/月)	2024	12
金融機関コード	2010	
金融機関名	全国信用協同組合連合会	

別紙様式1-2

日 計 表
(令和6年12月中平残)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	21,141,842	預 金	7,589,886,142,196
現 金	21,141,842	当 座 預 金	69,273,727
(うち小切手・手形)		普 通 預 金	659,376,437,728
外 国 通 貨		通 知 預 金	
金		為 替 決 済 預 り 金	8,129,153,460
預 け 金	2,405,875,808,687	別 段 預 金	27,403,599,196
預 け 金	2,405,875,808,687	[小 計]	694,978,464,114
譲 渡 性 預 け 金		定 期 預 金	6,794,467,868,786
買 入 手 形		積 立 定 期 預 金	
コ ー ル ロ ー ン	41,612,903,225	保 障 基 金 定 期 預 金	100,416,600,000
買 入 現 先 勘 定 金		[小 計]	6,894,884,468,786
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		非 居 住 者 円 預 金	
買 入 金 銭 債 権	594,719,961,841	外 貨 預 金	23,209,296
金 銭 の 信 託	52,000,000,000	[小 計]	23,209,296
有 価 証 券	3,064,667,132,440	譲 渡 性 預 金	
国 債	848,094,951,911	借 用 金	2,037,942,000,000
地 方 債	236,881,970,998	組 合 短 期 資 金	
短 期 社 債		借 入 金	2,037,942,000,000
社 債	1,023,287,354,880	当 座 借 越 金	
(公 社 公 団 債)	558,500,667,655	再 割 引 手 形	
(金 融 債)	75,527,984,301	売 渡 外 国 為 替 債	
(そ の 他 社 債)	389,258,702,922	コ ー ル マ ー ケ ッ ト	
株 式	3,146,306,580	売 入 現 先 勘 定 金	
貸 付 信 託		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	424,206,162,759
投 資 信 託	135,455,112,390	預 託 金	
外 国 証 券	741,128,635,458	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ ー	
そ の 他 の 証 券	76,672,800,222	外 国 他 店 為 替	9,701,638
貸 出 金	4,124,796,242,820	外 国 他 店 借 入	
(うち金融機関貸付金)	1,940,568,942,862	外 国 他 店 借 入	
割 引 手 形		売 渡 外 国 為 替	
手 形 貸 付		未 払 外 国 為 替 債	9,701,638
証 書 貸 付	2,307,414,632,409	そ の 他 の 負 債	17,933,865,100
当 座 貸 越	1,806,365,949,035	未 決 済 為 替 債	
特 別 預 託 金		未 払 法 人 税 等	6,541,523,376
代 理 店 勘 定 金	11,015,661,375	未 払 法 人 税 等	2,118,200
再 預 託 金		前 受 収 益	
外 国 為 替	523,317,690	未 払 配 当 金	56,782,963
外 国 他 店 預 け 金	523,317,690	未 払 戻 未 済 金	
外 国 他 店 為 替		払 戻 未 済 持 分	
買 入 外 国 為 替		職 員 預 り 金	
取 立 外 国 為 替		先 物 取 引 受 入 証 拠 金	
そ の 他 資 産	75,000,192,670	先 物 取 引 差 金 勘 定 金	32,083,870
未 決 済 為 替 債		借 入 有 価 証 券	
前 払 出 費 用	100,000,000	売 入 付 債 券	
未 収 入 益	3,288,849,050	金 融 派 生 商 品	39,057,451
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	2,616,741,935
先 物 取 引 差 金 勘 定 金	5,117,419	リ ー ス 債 務	5,185,740
保 管 有 価 証 券 等		資 産 除 去 債 務	
金 融 派 生 商 品	30,351,935	仮 受 の 負 債	2,138,759,061
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金		そ の 他 の 負 債	6,501,612,500
リ ー ス 投 資 資 産		本 支 店 勘 定 金	
仮 払 金	907,103,530	代 理 支 業 務 勘 定 金	
そ の 他 の 資 産	70,668,770,734	賞 与 引 当 金	376,515,025
本 支 店 勘 定 金		役 員 賞 与 引 当 金	
有 形 固 定 資 産	12,998,003,220	退 職 給 付 引 当 金	
建 物	5,798,920,256	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	89,042,077
土 地	5,940,252,295	そ の 他 の 引 当 金	
リ ー ス 資 産	7,834,590	特 別 法 上 の 引 当 金	
建 設 仮 勘 定	727,991,443	繰 延 税 金 負 債	481,963,945
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	523,004,634	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
無 形 固 定 資 産	1,640,376,411	債 務 保 証	
ソ フ ト ウ ェ ア	175,974,540	負 債 計	10,070,925,392,742
の れ ば 金		純 資 産	291,508,437,675
リ ー ス 資 産		出 資 金	118,875,900,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,464,401,870	普 通 出 資 金	88,855,900,000
前 払 年 費 用	1,988,070,329	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	30,020,000,000
繰 延 税 金 資 産	654,008,488	資 本 剰 余 金	30,020,000,000
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		資 本 準 備 金	30,020,000,000
債 務 保 証 見 返 金		そ の 他 資 本 剰 余 金	
貸 倒 引 当 金	846,945,208	利 益 剰 余 金	142,612,537,675
(うち個別貸倒引当金)	766,700,073	利 益 準 備 金	27,800,000,000
そ の 他 の 引 当 金	19,762,972	そ の 他 利 益 剰 余 金	114,812,537,675
		特 別 積 立 金	113,450,000,000
		(うち目的積立金)	
		繰 越 金	1,362,537,675
		未 処 分 剰 余 金	
		自 己 優 先 出 資	
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		負 債 及 び 純 資 産 計	10,362,433,830,417
		期 中 損 益	13,196,621,070
合 計	10,375,630,451,487	合 計	10,375,630,451,487